

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの議員は定足数に達しております。よって、平成22年6月下田市議会定例会は成
立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、1番、沢登英信君
であります。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月30日までの8日間といたしたいと思えます。これにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりであり
ますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、8番 土屋 忍君と9
番 増田榮策君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月22日、第93回東海市議会議長会定期総会が沼津市で開催され、私と副議長が出席をい

たしました。

この定期総会では、会務報告の後、三重県提出の「義務付け・枠付けの見直しについて」、岐阜県提出の「子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める要望について」、愛知県提出の「地球温暖化対策に寄与する機器の導入に対する支援の拡充について」及び静岡県提出の「若年者・新卒者雇用対策の強化について」の4件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市である沼津市に一任することにいたしました。

続いて、当議長会の平成21年度の決算等を原案のとおり認定した後、平成22年度の負担金並びに予算について審議され、原案のとおり可決をされました。

また、この総会で当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、増田榮策議員が勤続15年以上の一般表彰を受けられましたので、後ほど伝達をいたします。

次に、5月25日、第76回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第39回本協議会定期総会が東京の都市センターホテルで開催され、私が出席をいたしました。

この役員会及び定期総会では、平成21年度の会務報告及び決算並びに平成22年度の運動方針及び予算について審議され、原案のとおり承認されました。また、役員改選で私が実行委員に留任することになりました。

翌5月26日には、第86回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催され、私が出席いたしました。

この総会では、平成21年度の会務報告を初め、会長提出議案3件のほか、各支部提出の26件の議案を審議の上、議決し、政府関係機関に働きかけていくことに決定いたしました。

また、この総会で、当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、増田榮策議員が勤続15年以上の一般表彰を受けられましたので、後ほど伝達いたします。

翌5月27日には、全国市議会議長会による天皇陛下拝謁が皇居宮殿の豊明殿においてとり行われ、私が参入いたしました。

同日、第100回市議会議員共済会代議員会が東京のベルサール九段で開催され、私が出席をいたしました。

この代議員会では、平成22年2月8日から平成22年5月26日までの事務報告並びに平成21年度決算について審議され、原案のとおり承認されました。

次に、6月3日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成22年度定期総会並びに政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。

この総会では、平成21年度の事業実績及び決算並びに平成22年度事業計画及び予算について審議され、承認をされました。

続いて開催されました政策研修会では、山梨学院大学法学部政治行政学科教授の江藤俊昭氏による「地方分権時代における議会の役割、これからの地方議会・議員」と題する講演がありました。

次に、総会関係について申し上げます。

5月18日、伊豆東海岸鉄道整備促進協議会総会が伊東市で開催され、私が出席をいたしました。

6月21日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

3月26日、埼玉県南埼玉郡白岡町の議員3名が「景観条例について及び景観まちづくりの取り組みについて」を視察されました。

4月22日、愛媛県宇和島市の議員11名が「予算の修正案について及び議会改革について」を視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました要望書5件、依頼1件であります。

初めに、要望書につきましては、下田市大沢162番地の8、重田克己氏外199名の方により提出のありました「下田市林道管理条例の制定を求める要望書」でございます。

次に、日本の子供の未来を守る会、静岡支部、大石真値子氏より送られてきました「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する要望書」、「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する要望書」、「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する要望書」、「人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する要望書」でございます。

次に、依頼につきましては、全国市議会議長会会長、五本幸正氏より送られてきました「地方議会議員年金制度の早急な見直しに関する決議及び実行運動の取り組みについて」の依頼でございます。

それぞれ写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました第93回東海市議会議長会定期総会及び第86回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました増田榮策議員に表彰状の伝達を行います。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしましたので、

ご了承願います。

表彰を受けられました増田榮策議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（増田 清君） ここで、表彰状を受けられました増田榮策議員よりごあいさつがござ
います。

9番（増田榮策君） 開会中の大変貴重なお時間に表彰されましたことに対しまして、心か
ら御礼申し上げます。また、関係各位の日頃の私に対するご指導、ご鞭撻もあわせて心より
感謝する次第でございます。

15年という節目に当たりまして、今後とも初心に戻り、市政のため、また議会のために頑
張る所存でございますので、皆様方の心よりのご指導、ご鞭撻をさらにお願ひしまして、御
礼のごあいさつにかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） 次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨
の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

下総庶第60号。平成22年6月23日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成22年6月下田市議会定例会議案の送付について。

平成22年6月23日招集の平成22年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送
付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度下田市一般会計補正予算
（第10号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の
一部を改正する条例の制定について）、報第3号 平成21年度下田市一般会計繰越明許費繰
越計算書の報告について、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度下
田市一般会計補正予算（第1号））、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平
成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号））、諮第1号 人権擁護委員の候補者
の推薦につき意見を求めることについて、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意
見を求めることについて、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
について、議第34号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に

ついて、議第35号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、議第36号 あらたに生じた土地の確認について、議第37号 字の区域の変更について、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第2号)、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

下総庶第61号。平成22年6月23日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成22年6月下田市議会定例会説明員について。

平成22年6月23日招集の平成22年6月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 山崎智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田真理。

以上でございます。

議長(増田 清君) 以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長(増田 清君) これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は8名であり、質問件数は20件であります。通告に従い順次質問を許します。

質問順位1番。1、下田市の観光について。2、病院問題について。

以上2件について、14番 森 温繁君。

〔14番 森 温繁君登壇〕

14番(森 温繁君) それでは、順次質問させていただきます。

最近、人に会いますと、不景気だね、最悪だねなんていう言葉が日常会話のような感じがいたしますが、今年の5月のゴールデンウィークを思い出しますと、何か大変お客さんが下

田は入っていないんじゃないかな、そんなふうに感じました。車も少ないし、不景気のせいなのか、そんなふうに思っておりましたが、たまたま湊へ行く用事がこの連休中にありまして行きましたところ、観光関係者それからお客さん一体となって地引き網をやっているところでした。収穫は非常に少なかったんですけども、大変にぎわいを見せていたと。

この中で、ゴールデンウィーク最中に中木とか雲見はサザエ狩りをやっていたとか、静岡県の中では浜松のたこ揚げ大会、全国的にも非常にイベントの多いのがこのゴールデンウィークの最中じゃないかなと、そんなふうに感じました。確かに観光関係者、それからお客さんと一体となったイベントが非常に多いのがこの時期じゃないのかなと思います。確かに見ますと、子供連れの家族がこのシーズンは日本中を大移動するわけですね。ですから、この時期に何か誘客に大ヒット作でも出せば、ゴールデンウィークならずゴールドラッシュの時期が来るんじゃないかなと、そんな感じがいたしますけれども。

それで、下田の年間のイベントをちょっと調べてみました。12月1日から1月31日には白浜地域でアロエの祭りがございますね。それから、12月20日はご存じのように、1月31日まで爪木の水仙まつり、3月には間戸ヶ浜で3月20日から4月11日まで行われましたけれども、風の花祭りがまどが浜海遊公園で行われております。それから、3月27日は皆様ご承知のように宝福寺でお吉祭りもございます。我が最大のイベントである黒船祭は5月14日から16日に行われております。今行われておりますあじさい祭りが6月1日から30日まであるわけです。それから、7月15日から18日には国際カジキ釣り大会が催されると思います。8月14、15日はご存じのように下田の太鼓祭り、9月4日、5日にビッグシャワー、海洋浴の祭典が吉佐美の大浜で行われます。山のほうですと10月20日から11月30日にはカキ・ミカン狩りが大賀茂地域で催される予定でございます。そのほか桜の見頃には本郷公園とか、白浜、多々戸浜、いろんなところではライフセービング大会とかサーフィン大会があり、大勢の観光客を呼び寄せるイベントもあります。

ですから、年間を振り返りますと、非常に下田はイベントが多いのに、意外と少ないのかなという感じがいたしますけれども、ただ、一番私が感心しているのは、このイベントに際しまして、意外と土日にも催される機会が多く、担当の職員の方が非常に熱心に汗を流していただいて、そういう観光関係者から大変喜ばれている声を聞くと大変うれしくなってきます。

それで、黒船祭には大変大きな費用がかかっておりますけれども、そのほかには水仙まつりの水仙園の整備、それからあじさい公園の整備、5カ年計画観光施設整備事業の中に組み入れて、多少の投資はしておりますけれども、そのほかの行事というのは余り費用がかかっ

ていないんじゃないかと、そんなふう感じております。

イベントは確かに行政が費用をかけなくても、民間、市民の力を立ち上げ、長く続けることによっていいイベントになっていくわけです。その年間の下田のイベントの中で、この辺がウイークポイントになっているのかなと、あいているかなと思うのは、先ほど言いました5月のゴールデンウイークのシーズン。というのは、後に黒船祭があるので、その辺に力を入れてないのかな、お客さん来るから意外と安心しているかなというような感じを受けますけれども。

それと、10月、11月頃のイベントが何かいいものがないのかなというような感じがいたします。たしか11月の「税を知る週間」のころでしたから、初旬のころだと思いますけれども、伊豆の大特産市、ああいうのが催されていると思います。開催日が1日なもので、何か効果が少ないのかな。食の祭典みたいな感じの中で、地域の特産品の大変おいしいものが出てきております。この期間を三、四日やれば、まだ効果が出るんじゃないかな、出したほうもロスも少なく大変効果が出てくるんじゃないかな、そんなふう感じておりますけれども、この辺のイベントのあきをどのように活用していくのかお考えをお聞きいたします。

当然イベント会場には焼きとりとか焼きそば、いろんな屋台が立つわけです。それなりにぎわいは見せておりますけれども、何か下田らしい特産品と申しますか、そういうものが何か出ていないような感じがいたします。ですから、今の時代ですから、大変高価なものは買えない、不景気ですから。その中でも何かいいものはないのかなと言いつつ探っているのがお客さんの姿じゃないかと思えます。いいものがないと、そのまま手ぶらで帰っていく姿も大変よく見ますし、たまに子供にせがまれてそういうものを買っていく、そんな様子が現状じゃないかな、そんなふう思います。

そこで、自分自身は下田で何かヒット作、要するにB級グルメが非常に今はやっているわけです。今下田で開催されておりますきんめ祭り、その中B級グルメというとキンメコロケですか、キンメのシュウマイ、それからキンメのお焼き、そういうものがB級グルメと名を打って売り出しているわけですがけれども、意外とヒット商品になっていないような、そんな感じがいたします。

確かにキンメダイは下田の地元の第一級品ですね。今全国ブランド品として売り出しておりますけれども、なかなか高級品には手が届かないのが今の風潮、今の世の中ではないかなと、そんなふうな感じがいたします。

今、大変全国的にブームになっているのがB級グルメじゃないかなと自分自身は思ってお

りますけれども、B級グルメの本質というのは、安くておいしい、なおかつ地元のものをうまく売り出している、これがB級グルメの本質じゃないかな、そんなふうに思っておりますけれども、そんな中で意外と今静かなブームを生んでいるのが、ふだん地元の漁師が食べているので市場には出ておりませんが、非常にいいものがあります。

特にこの辺ですと地魚なんですけれども、市場に出ていけませんので、普通の魚ですが、マグロとかムツダとかワラサなんか普通の魚で、それより数段安くて、なおシーズンによってはその魚よりも非常においしく、なおかつ安い、こういうものをうまく売り出すのが一つの方法かなと思います。この売り出し方を徐々に広げているのが大手の水産会社がスーパーとタイアップしてレシピなんかをつけて売り出しているのが静かなブームを呼んでいるような感じがいたします。

この地元の中でも、大量にとれて、シーズンによっては二束三文のようなおいしい魚がございます。そういうものを加工してB級グルメに仕上げ、そういうイベント会場なんかで売り出す、そういう方法があるんじゃないかなと自分自身は感じておりますけれども、その辺の考え方、取り組み方、B級グルメの開発をどのように考えているのか、お考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどイベントの開催中にありましたけれども、今行われているあじさい祭り、非常にこのところ整備が進みまして、花は大変すばらしいんですけども、トイレがどうもなという何か批評があるそうです。昨日、トイレのほうを見に行きましたら、何か苦情の内容はと言ったら、男性のトイレと女性のトイレの仕切りがないので、非常に使い勝手が悪いというような不評でした。このぐらいのスペースがあれば、仕切りが何かつけば解決するのかなと思いましたが、将来的には公園の下にあるトイレの改修は考えられないのか、その辺をお伺いいたします。

次に、広域圏観光についてお尋ねいたします。

昨年来進めてきました伊豆観光圏整備計画が認定されました。伊豆観光圏は下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、伊東市の2市3町で構成されておりますが、この組み合わせはどのようにできたのか。というのは、先頃西伊豆の青色申告会の総会に出ましたところ、たまたま西伊豆の藤井町長に会いましたら、うちのほうには話がなかったんだよというようなことがありましたので、疑問に思いましたので、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、認定に際して整備計画が出されたと思いますが、基本的な方針、どのようなところに置いているのかお尋ねします。また、認定によりどのような観光計画や事業が進めら

れていきますかもお尋ねいたします。

この事業は大変補助率が高いと聞いておりましたが、何か例の事業仕分けにより国の補助が見込めないような話も聞いております。そのほかにどのような補助があるのかお尋ねしたいと思います。

それと、広域圏観光は地域をまたいで連泊をしてもらうのが手法といたしますか、そういうものであると、各地域の特徴あるイベントを組み合わせるとめぐってもらえば連泊がきく、これが大きな目的ではないかと思えます。だから、その時期に合った効果的な地元らしいイベントを組み合わせるのが一番いいんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺の事業計画がありましたらお尋ねします。

特に、伊豆半島は観光のときでも、イベントのときでも風に左右される、ならいの風が強いとか、西の風が強いとか、東海岸ではできるんだけれども、西海岸はというような、東に風が吹いたら西海岸でもできるように、両方組み合わせというものをうまく持っていく。風によって左右される地域ですので、やっぱり広域にいるんな地域を巻き込んだ中で取り込んでいくのが必要だと思えますので、今後どのような地域を取り組んでいくのか、進めていく考えがあったらお聞かせ願います。

それと、富士山静岡空港が開港して1年たって、この間いろんな結果発表がありましたけれども、最初は130万人見込んだのが65万人ぐらいとか、非常に今度はいろんな意味の中では誘客を図っていきたい、そういう方針が出されております。

だが、この富士山空港を利用して非常に活発化している地域もあるわけです。例えば中国の富裕層を非常に取り込んだ中で河口湖の周辺、山梨県あたりでは誘客、観光客が何倍にも膨れ上がったところがあります。確かにその地域で成功しているホテルを見ますと、中国人のニーズに合った、生活様式に合ったトイレとか食堂、ふる、寝室、その辺もうまく考えた中、観光客の身になった、生活様式に合わせたような体質で非常に満室、そんな状態に持っているようなところもあるようです。

そして、その辺の回りの観光地、先日忍野八海でしたか、あの辺へ行きましたら、土産物店、ほとんど並んでいるのは中国人、余り顔の姿形が区別はできなかつたんですが、言葉を聞いていて、あっ、この人たちは中国の人なんだな。日本の買い物客よりかなり買うんですね。ですから、その辺の取り組み。静岡空港を利用した中で、この広域圏をつくったときに、この辺の一角が誘客をする方法はどのようなものがあるのか、その辺も考えていく必要があるんじゃないかな。確かにこの伊豆地域は静岡空港ですと利用しにくい交通の不便さがありま

すけれども、その辺で直通のバスを考えていくべきなのかなと、そんなふうにも思っています。その辺の考えがございましたらお聞かせ願います。

次に、病院問題についてお尋ねします。

最近、湊病院では予約がないと受診できない。それから、定期的を受診している患者さんが、次から診られないから、どこか探してください。そのような話を聞きましたが、大変心配になっております。

確かに地域医療の一番理想的な姿というのは、私たち地元にある患者の立場ですと、何かぐあいが悪くなれば主治医的な医院、そこにすぐ飛んで行き、そしてそこで手に負えないといえますか、だったら総合病院を紹介してもらって、これが地域医療の望ましい姿だったんでしようけれども、最近の傾向を見ますと、平成9年ですか、共立湊病院ができて、地元の医院というのも高齢化といえますか、後継者不足もいろんなものがありまして、人件費の関係とかありまして、最近の患者さんは直接湊病院を利用しているという、そんな関係の中で、市内の病院はベッド数なんかも非常になくなりまして、今まで入院患者を扱っていたところが現実的にはやめている。

今あるのが河井病院の11床でしたか。それから、下田クリニックで2床、小川クリニック3床、これは婦人科ですからね。それと産婦人科の臼井病院は8床ありますけれども、これは産婦人科ですから特殊なまた関係で、一般病棟とは関係ありません。非常にベッド数がなくなっている。そんな関係の中で利用客が増えていったのかなと、そんな感じがいたしますけれども、それではどのくらいの共立病院の患者数があるのか、ちょっと調べてみましたら、下田市の市民が利用している外来患者は、昨年、21年の4月から22年の3月末までの統計が出ておりましたけれども、3万5,970人、全体の45%、それから入院患者も1万8,264人、全体の49.4%あったようです。なおかつ一番心配な救急のときに、それで救急の搬送も共立病院には1,498件あったようでございます。

患者さんが受診できないとか、それから次に回されるとか、こんな状態があると、余計心配になりますが、なおかつ指定管理者が来年の3月31日で切れるわけですね。それで、今度新しい病院もメディカルセンター、非常にいい病院が来るような話をこの間報告がございましたけれども、ただ、その期間、1年1カ月ぐらい空白期間といえますか、その間があります、今までこれだけ利用していた患者さんが困るわけですね。その期間、下田の市長としてどのように対応していくのか、答えられる範囲の中でありましたら答弁願いたいと、そんなふうにも思っております。

以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございます観光関係につきまして、下田のイベントが大体1月から12月までの中で、るる議員のほうからご説明がありまして、今聞きながら、何か結構やっぱり多いなというような感じを受けておったわけでありまして。

一つだけ、きんめ祭りが今年から始まりましたが、それがちょっと抜けていたような気がしたんです。……おっしゃいましたか、済みません。今年から改めてきんめ祭りというのを、このあじさいの時期にぶつけて、花を見るだけではなくて、一番キンメのおいしい時期にキンメを食べていただくというような取り組みが始まりました。日曜ごとにいろいろイベントが組まれているようでありますが、今年の天気がいろいろ不調でございまして、どのくらいの結果が出るかというのは、また楽しみにはしたいというふうに思ってます。

特に、5月のゴールデンウイークのときに、やはり何か余りこれというものがない。黒船が一つあるわけですけども、それ以外の他地区の様子等もご報告の中にありました。確かに新聞なんか見ますと、地引き網のイベントがあったり、サザエをとるイベントがあったりということで、大変お子さん等がたくさん家族とともに参加できるいいイベントだなというふうには考えていたことがございます。

観光協会等と相談しながら、こういうイベントの運営を市のほうとしても人的な支援とか、いろんな予算的な支援とかさせていただいているわけでありまして、このゴールデンウイークのイベントというのを少し考えるということでございますから、これは提案として、また協会等とこういう提案があったよということでの話し合いになろうかというふうに思います。

特に、B級グルメは全国的に大変興味を持って見られている。それからまた、それに馳せ参じる観光客が多いということにつきましてのご提案でございますが、確かに下田の場合はいろんな何とか地場のものをつくっていかうというようなことで、たしか下田ラーメンなんていうのに取り組んだこともございました。ほぼほとんど消えちゃっているような感じですね。やはりあの当時、私も食べ歩きましたけれども、いろいろ魚を使ってどうしてもだしをとると生臭いというようなものがあつたりとか、なかなかヒットには結びつかなかつたというふうな認識を持っております。

それから、開港150年のときにキンメコロッケというのを取り組みまして、これは少し残っておりますし、テレビ等でもやっぱり取材に来ると、このキンメコロッケというのが取り

上げられまして、番組なんかを時々見ているとキンメコロッケがぼっと出てきたりなんかして、スタジオで食べて、ああおいしいじゃんなんていうことを言っている番組なんかありますと、少し定着している部分があるかと思いますが、どうしてもキンメという素材の値段の問題等がありまして、三島なんかでやっている大衆的に食べながらどんどん歩くというようなコロッケと大分やっぱり差が出ているなというようなことは感じております。

議員のほうからは、いわゆる値段がもっと安い、地でとれる海産物、魚なんかがあるんじゃないかということですが、なかなか何が定期的にしっかり通常とれているのかというのは、漁協のほうのデータにもございません。どうしてもキンメのほうはほとんど漁獲量とすれば全体の93%を占めているというようなことで、多分26億円とか27億円とかという売り上げが伊豆漁協の中で、特に下田の場合は水揚量ということで、あとはよく漁協の総会なんかに行って、こんなものがとれるという報告を見させてもらおうと、報告としてデータが出てくるのはイセエビとアワビとサザエとテングサぐらいなんです。そのほかの魚のデータというのは、我々もなかなか見ることができない。ですから、こういう時期にこういう魚、あるいは1年中こういう魚が揚がっているというようなもののデータというのがなかなか得られない状況であります。

ただ、キンメダイの1本釣りなんかのほかに副産物として揚げられる中には、シマガツオがあるとか、あるいはイセエビを刺網漁法でやったときには、ブダイとか、タカノハダイだとか、そういうものが出てくる。あるいは近場の漁師さんたちがちょこっと行ってとってくる中にも青物が結構あるようでございますけれども、そういうものが定期的に確保できるかという問題もあって、なかなかこのB級グルメの中にそういうものを使っていこうというものには結びついていかないのではないかと思います。やはり全国的な流行に乗るとしても1つの手法でございますので、このB級グルメというものについての研究は、当然いろんな料理の組合だとか、観光協会とか、そんなところでもやっていく必要があるのかなというふうに思ってます。

公園下のトイレの問題でございますけれども、確かにあのトイレは古いというか、もうかなりたってます。昭和59年に整備されたということですから、もう何年ですかね。建物の外観は結構いいんですね。ただ、私も入ってみますと、確かに男女共用のトイレということで、下田にはこういうトイレが本当にたくさんまだ残っている。もう今の時代に合わないというふうに思っております。

それで、実は来年度から少しトイレを整備していこうという考え方を持ってます。先般、

担当課のほうに命じて、市内にあるトイレを全部調べさせてまいりました。来年度からこれにつきましては、やはり観光地としてこのトイレというのはいろんなところで、団体にしても個人にしても、トイレはどこですかと聞かれる部分が商店街の方々に聞くとよく言われますので、この辺をまず調べ上げましたトイレですね、全体で浜地にあるトイレなんかも含めると25カ所ぐらいトイレがあるんですね。ですから、これの利用度とか、それから内容をよく精査して、来年度から計画的に整備をしていこうということで、担当のほうにも命じてありますので、来年から少し予算をつけて整備をしていこう。

それから、先般そういうお話をちょっとまちへ出たときに市民の方々にしましたら、商店街の人たちからはこういう考え方があるとか、それからボランティアガイドの人たちからは、あそこをぜひ先にやってくれとかという声が上がってききましたので、行政でぼんと順番を決めるんじゃなくて、そういう方々の意見も集約しながら、優先順位をつけてやっていきたい。それぞれの団体がそれぞれの勝手なことを言いますから、自分のところはこうだよ、絶対こうやってもらわなければ困るとかという部分はあると思いますけれども、それは調整役として市のほうが入りまして、そういう話し合いの場を持ちましょうということで約束してきましたので、この公園下のトイレにつきましても、そういう方向で今ご意見がありましたので、検討の中に入れさせていただきたい、こんなふうを考えているところであります。

それから、観光圏の問題でございますけれども、4月28日に観光庁の事業認定をいただいたということでございますけれども、国の補助金の対象にはならなかったということで、静岡県の場合は大変力を入れていただいておりますので、県の観光圏整備促進事業補助というような形で補助をいただける、この中で多分事業計画のすり合わせをしながら、どういうふうにやっていこうかということになるかと。これは担当課のほうからまた。今、議員のほうからは幾つかの細かいご質問が出ましたので、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

病院問題でございますけれども、今、議員のほうから、共立湊病院のほうへ行った中で診察が受けられないとか、あるいは次回の診療はもうここでできませんよとか、もう他の病院への紹介状まで書くというような先生がいらっしゃるというようなことでございます。

これにつきましては、私のほうにもそういう苦情が届いております、実は先般、5月24日に病院組合の運営協議会がありましたので、私のほうに届いている内科関係、それから整形の関係、これにつきましては患者さんからこういうクレームがついていると。来年の3月いっぱいまでは指定管理者という立場でありながら、もう撤退を何か意識した行動というの

はおかしいんじゃないかと。現実にはお子さんがこんなに腕をはらして、親御さんが飛び込んで、何とか診てほしいというもので断られてしまっているという現状を院長は知っているのかということで質問させていただきました。院長は把握してないというようなことでありましたけれども、この患者さんはまた下田まで戻ってきて、下田の外科の先生に診ていただいたと、こういうような状況が今出ておりますので、この辺は申し入れをちゃんとしてありますので、また病院組合のほうからその推移は報告等を聞いてみたいというふうに思います。

それから、1つ、23年4月からの医療空白という問題、今回も何人かの議員さんからの質問の中にも事前通告で出ております。大変今いろいろご心配をかけている部分があるんですが、協会側さん、今受けている指定管理者のほうとのお話し合いに入れられないんですね。なぜ入れないかというのは、まだ次の指定管理者が正式に決まってない。それから、病院側に行ったときに、100条の問題が片づかない限り、向こうの方向性というのは全く出せないというご返事をいただいておりますので、この7月1日ですかね、どうも臨時議会が開かれるようでありますので、この中で新しい指定管理者の議決、それから100条のほうのご報告もあるんじゃないかかと思っておりますので、こういうものが片づいたら、正式な協会との話し合いというふうな形になろうかと思っておりますので、我々は今一生懸命努力をしているところでございますので、この問題につきましてはもう少し時間を欲しいというふうに思っています。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、私のほうからは伊豆観光圏の関係について、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、市長のほうからもお話がありましたように、4月28日、全国一斉に認定の発表がありまして、残念ながら補助金については国の対象とならなかったということで、現在静岡県のほうで補助申請について打ち合わせをさせていただいているところです。県のほうも非常に協力的でありまして、もう全面的に協力するよということでお話をいただいておりますので、順調な補助申請ができるのかなというふうに考えております。

22年度の事業につきましては、やはり国の補助がなくなったということで、全体的な事業費の減額は免れないということで、できる範囲の中で今上げている事業計画の見直し、絞り込みをしまして、22年度は今現在18事業を当初計画で出してありましたけれども、そのうち8つか9つに絞りまして、今年度は集中的に実施していこうというふうに考えております。

もともとの基本方針というものは整備計画の中で、ちょっと抽象的になりますけれども、

この部分は2市3町、まずスタートしたわけですがけれども、言葉としては「いやしと刺激」をキーワードとして、観光圏の一体となった発展を目指すことを基本方針とするということにしてあります。

そして、4点ほど重点的なこととして、圏域内の情報の一元化と圏域全体の企画を制作する組織を構築すると。なかなか今まではばらばらにやってきたということで、この辺を統一した組織をつくらうということがまず一大目標となっております。そして、その圏域内の旅行に対する統一的なサービス、やはりこれもそれぞれの旅館さんや観光協会が別々に動いていたものを、統一的なサービスができるような提供のシステムを構築していこうと、それが2点目です。そして、旅行の企画制作につながる調査方法、この辺についても、やはり検証したり、事前の調査をしたりすることが非常に重要ということで、その辺の確立をしていこうということも3点目に入っております。そして、交通関係を使った移動をしていく、そして滞在につながるということで、移動型旅行商品企画と連携した交通システムの開発ということで、その辺をこれは1年間でできることではありませんので、2年、3年、基本的には補助金は別として、5年間は続けていただきたいという国の方針ですので、できればこれがずっと続くような事業でありたいなというふうには考えております。

それから、補助率につきましては、県費補助、国がなくなりましたのであれなんです、総事業費の40%ということで伺っております。これは今後増額の要望等をしていきまして、22年度はもう既に決定しているところなので、23年度以降、いろんな要望活動しながら、少しでも県の補助率を上げていただこうという方向で、県にも既にもうお願いはしているところですが、この観光圏の全体の協議会の中で要望活動をしていきたいというふうに考えております。

当然私どもの市町の事業費負担も発生してくるところですが、これは今2市3町で調整中というところで、何とか9月補正には間に合わせたいなということで考えております。金額的には分散してきますので、それほど大きくなりませんと思いますので、何とかほかの市町も9月補正ということで足並みをそろえてやっていきたいというふうに考えております。

実は、この観光圏については、補助金だけではなく、もう一つ、逆に一番大きな利点となると思うんですが、特に旅館さんにとって利点があります。これは旅行業法の特例ということで、通常ですと旅行の管理者というんですが、試験を通った方が常駐していて、旅行業法の認定を受けた非常にお金がかかる初期投資ですか、そういったものをつくらないと旅行業法で旅行の商品を販売できないと。例えばJRさんが売ったりとか、JTBさんが売ったり

とかやっておりますけれども、そういった商品そのものが売れないということで、現在ではそういった資格を持っているところをお願いして、例えば旅館さん、観光協会もお願いしなければならぬということで、それなりの費用がかかるということがあります。

それが、今回認定の中に入っているんですけれども、この資格の取得が必要ないと。ただし、観光圏の圏域内の限定でありますけれども、1日研修をどなたか旅館の中の責任者に受けていただいて、そうすれば着地型の旅行商品、もちろん圏域内を移動する旅行商品ということになりますけれども、旅行者の代理店として直接開発、販売ができるということになります。

これには当然だけでも、ノウハウが必要となりますので、この辺については各観光協会、それから旅館さんも含めて、私ども行政も含めて、こういった関係団体で共同的に開発をして、そして各旅館でそれぞれ販売していくと。いい商品であれば、もしかするとJTBさんでも扱っていただけるとか、そういうことができるのではないかなというふうに考えております。そういうことで、きめ細かな来客のニーズにこたえることが可能になるんだというふうに考えております。これは今低迷している旅館さんの大きな振興策の一つになるのかなという、観光圏の事業の目玉の一つかなというふうにも考えております。

観光圏の区域拡大でございますけれども、先ほど西伊豆町さんに声がかからなかったということなんですが、これもいろいろ事情がありまして、時間がなかったということもありまして、松崎町さん、西伊豆町さんについては加入を検討しながら、とにかくまずは認定を受けよう。今回が最後ということですので、もう最後のチャンスを逃さないということで、まず伊豆急さんが当然背骨になっておりますこの東海岸の2市3町でやらせていただいたと。

名前については、今後の圏域拡大も期待を込めて、伊豆東海岸という名前ではなくて、伊豆観光圏ということにさせていただいたわけです。現状、県のほうの協力も得まして、松崎町さん、西伊豆町さんは、行政のほうも直接まだ町長さんのほうにはお話が行っているかどうか分かりませんが、課長さんクラスには県のほうからも声をかけていただいたり、いろんな伊豆観光推進協議会の会議の中でお話をさせていただいているということで、これは23年度にはまず確実に入っていただけるのかなというふうに考えております。

そして、この2町は前提となっております、さらに伊豆市、それも含めて目指しております。伊豆の国市も観光協会のほうで今、松井会長のほうが一生懸命動いております、この辺伊豆の国がどうなるかというのはまだ未定ですけれども、なるべく伊豆全体に広げていければなということ考えているところです。なかなか事務的なところが難しいところがあ

りますけれども、この辺については協会をサポートするような形になりますけれども、進めていきたいと思っております。

それから、もう1点、富士山静岡空港につきましては、当然有効活用ということで、ただ下田単独でというのはなかなか難しいところもありますので、これは広域でこの観光圏もそうですけれども、伊豆観光推進協議会や県のいろんな組織がありますので、そこに一緒になって加わって有効利用につなげていきたいと。なかなか下田まで来るのは時間がかかりますので難しいところですが、着実にやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） ただいまの答弁の中で、市長、冒頭に自分自身もメモはしてあったんだけど、きんめ祭りを言い損なったのかなと思いますけれども、B級グルメのほうへ入ってしまったものですから、確かにきんめ祭り、非常に大々的にしております。確かにキンメは高級ブランドで、非常に全国的に名を売っておりますけれども、B級グルメの中をほかにもどういう魚、答弁の中にはイセエビ漁でかかった魚、ブダイとか、タカッパとか、この辺で言うムコナカセとか、いろんなのがあります。そのほかに安くてもう二束三文というようなのが、シーズンによるとゴマサバなんか非常にただ同然で、島あたりですと定置網にかかったのを捨てているような状態。確かに生魚ですからおいしいんですけども、輸送料のコストに合わなかったりとかというのがある。当然、漁協でデータを調べても、水揚げされないわけですから、データは出てこないわけですよ。それをB級グルメで意外というのは漁協に聞いてもデータはわからない。漁師に聞かなければわからないようなおいしい魚がいっぱいあるわけです。

ですから、そういうものをデータの集めやすい漁師に聞くのか、地元のそういう嗜好、趣味を持っている人たちに聞いてどういうものが出てくるのかな。そんな中を開発する興味のあるような人たちが、できたときには試作品あたりを試食して、これなら売れそうだななんていうようなものを開発していく手もあるんじゃないかなと、そんなふうに感じますので、あくまでも漁協のデータでは出てこないようなもの。

ですから、最近テレビなんかでもやりますけれども、深海魚の中にもかなり雑魚といいますが、市場に出にくいものがあるんだけど、意外とおいしいものがあるというので、深海魚の中を開発している地域もあります。ですから、とにかく漁師に聞いた中で進めていくのも一つの方法じゃないかと思えます。

それから、観光のトイレ、確かに来年度の予算の中でトイレの整備をしていきたいという、大変心強く思っておりますけれども、確かにボランティアガイド、いろんな人たち、いろんなデータを見た中で現実的な意見というものがその辺から得られるんじゃないかと思えます。確かにそれもあります。特に水仙まつり、あじさい祭りというのは下田の大きなイベントで、爪木は昨年たまたまトイレが改修されたということで、真っ先に取り組んでもいいのがあじさい公園のトイレじゃないかなと、そんなふうに思っておりますけれども、その辺は何か希望的なものが出てきたような感じがいたします。来年度の予算ということで。

それから、静岡空港の利用の中で広域圏で考えていきたいと。確かに交通の便が悪いので、なかなかこちらまで誘客というのは図りにくい。ただ、外国の人たちがやはり注目されるのが富士山であるとか、温泉であり、その辺の要素は非常に持っておりますので、確かに今は山梨県のほうが非常に熱心で、こんなに伊豆半島があるのにというのは非常にやきもきしたようなところがありますので、ぜひ直送バスの、そうすれば利用促進にもつながるし、その辺と組み合わせた中で助成をとってくるのも一つの方法じゃないかなと、そんなふうに感じております。

ただ、いろんな面においても、先ほども申しましたように、担当の課というのが非常に大変だと思えますよ。日曜、祭日が多いんですから。ただ、やはりその辺職員が一生懸命頑張っている、汗を流しているということ、それを一緒にやっているわけですから、観光関係者の方というのはそういうのを見てますので、ああこれだけ市が頑張っているのに、当然利益が上がる我々も頑張らなきゃならないのかなというので、なお一生懸命になりますし、それが人づくりにつながりまして、やはり観光地というのは親切な人、それから一生懸命やる人間、最終的には人ですから、そういう人間が育ってつながっていけばいい観光地になっていくんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、なお一層の汗をかいていただきたいな、そんなふうに思います。

ですから、今もう一度再質問するのは、直行バスのその辺のものを考えていくのがありますかということで答弁願います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） では1点、直通バスといいますか、その辺をお答えすればよろしいですか。

まだそれにつきましては、具体的に今これからどうしようという話は残念ながらありませんが、前にやはり無料の直通バスということで、150周年ですか、思い出してみますと1週

間ぐらい直通バスを無料でシャトルバスということで東京から走らせたということはありません。ただ、あのときはちょっとPR期間が足りなかったということで、搭乗率が5割ぐらいだったかなというふうに考えております。

正直言いますと、下田だけですと、その辺も直通というのはなかなか難しいかなということで、やはりそれは圏域内の途中寄りながら来るようなことは、今回の事業の中でもぐるっとバス周遊事業とか、移動快適化促進事業とか、ちょっと名前で中身は今説明しますと非常に時間がかかりますので、そういう事業で重要事業の中に入ってますので、その辺は補助金もありますので、考えていけるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） 従来ですと初日というのは大体3人ぐらいじゃないかなと思っておりましたら4人でしたので、簡単に、答えもいいのも出てきましたので、これで終わらせていただきます。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位2番。1、第2次下田市集中改革プランについて。2、第4次下田市総合計画について。3、財政について。4、学校図書室・図書・子供の読書について。5、子宮頸がんのワクチン接種について。

以上5件について、7番 田坂富代君。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 自公クラブの田坂富代でございます。議長の通告に従い順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

また、議長の許可を得まして、参考までに資料を配付させていただきました。

まず、1件目の質問ですが、第2次下田市集中改革プランについてでございます。

昨年の6月定例会においてだったと思いますが、下田市集中改革プランについて、進捗状況と再度策定をされるのかという質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁でございますが、進捗率52%、進捗度を再度調査・見直しをし、第2次集中改革プランを策定し

たいというものでございました。下田市集中改革プランが22年度まででございますから、23年度から第2次下田市集中改革プランの実施を踏まえ、お伺いをするものでございます。

それでは、1点目でございます。下田市集中改革プランの達成率とその削減効果はどうであったのか。

2点目といたしまして、その評価と未達成部分の主な内容とその理由。

3点目でございます。第2次下田市集中改革プランの中心となるテーマは何なのか。未達成な部分がテーマとなるのかをお伺いいたします。

2件目は、第4次下田市総合計画についての質問でございます。

1点目は、地区懇談会で配布されました資料に基づきお伺いしてまいります。配布させていただきました資料をご参考にしていただきたいと思っております。

まず、策定における基本的視点ということで、「総合計画の策定に当たっては、次の基本的視点に基づいて進める」と記載されております。これは策定の根本、策定に取り組む姿勢ということでございますから、大変重要な部分でございます。大変細かな質問になり恐縮でございますが、記載されております(1)から(4)まで個別にお伺いをいたします。

それでは、(1)現状を把握した実行可能な計画づくりについてでございます。本市の実情に合致した実行可能な計画とは、実行をするという意味として理解してよろしいのか。

(2)の新公共経営の考えに基づく戦略的計画づくりについてでございます。明確な数値目標の設定に努めるとともに、事業内容を明確にし、予算編成や組織、人事管理と連結可能な計画とするところがあるが、結果を重視する新公共経営に基づく明確な数値目標とは何を指すのか。事業内容の明確化とは具体的にどのような記載をするのか。

(3)の各種個別計画と整合性のある計画づくりについてでございます。各計画との整合性とあるが、集中改革プランの中心となるテーマが実行可能な計画として記載されるのか。

(4)の市民にわかりやすい計画づくりについてでございます。市民にわかりやすい計画とあるが、基本計画に事業の項目出しをしなければわかりにくいと思うが、いかがか。

次に、満足度と重要度についてでございます。ここに記載されている重点化領域の政策決定の意図するものは何か伺うものでございます。

2点目といたしまして、6月11日の全員協議会で配付されました地域懇談会の意見聴取についての質問でございます。これは資料は配付はしてございません。

具体的に計画に反映させるために、地域の課題について意見聴取を行ったわけですが、年齢構成、男女比等、いろいろな分野で偏りがあるということが明らかになっております。仮

に今後より幅広い意見を聴取すると言っても、時間が非常にタイトな状況でございます。一方、6月15日には第1回目の審議会にかけられています。この偏りある意見聴取をどのように取り扱うのか。住民要望と行政需要の違い、考え方についても示していただきたい。

3件目は財政について伺ってまいります。

1点目の質問でございますが、6月11日に行われた全員協議会の質疑において、7月中旬には10年間の財政計画を提示すると発言がございました。前提となる条件、人口が2万2,000人、生産年齢人口50%、就労者9,200人という中で、第4次下田市総合計画の基本計画に上げる事業実施のための一般財源の確保について、市税、交付税等の推移予測とともにお示しをいただきたいと思っております。

2点目は下田市財務諸表分析についてでございます。下田市財務諸表についてのご説明は、6月11日の全員協議会で受けておりますが、財務諸表分析の説明がございませんでした。まず、老朽化率についてお伺いするものでございますが、11日の全協で増田榮策議員との質疑におきまして、資産老朽化率について、昭和44年以前の建物を加えると、かなり老朽化率が上がっていくと見込まれるという答弁がございました。この昭和44年以前の建物、資産とは具体的にどのようなものなのか。

次に、資産形成度における住民1人当たり資産額、持続可能性住民1人当たり負債額は、住民にとってわかりやすい情報である。また、他団体との比較が可能となるということだが、住民にとってわかりやすい情報とはどういうことなのか。他団体、これは類似団体ということだと思っておりますが、静岡県内で下田市の類似団体はどこなのかということを見ますと、伊豆市でございます。人口も財政規模も置かれている諸条件も全く違う団体でございます。こういう実態を踏まえた場合、他団体との比較に意味があるのかお伺いするものでございます。

4件目の質問は、学校図書室・図書・子供の読書についてでございます。

平成20年3月に告示されました新学習指導要領が移行期間を経て、平成23年度から小学校が完全実施、中学校は24年度から完全実施となります。この新学習指導要領は読解力や知識、技能を活用する力、家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣、生活習慣等に課題があることを踏まえ、1、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、2、生きる力という理念の共有、3、基礎的・基本的な知識、技能の習得、4、思考力、判断力、表現力等の育成、5、確かな学力を確立するために必要な授業時間の確保、6、学習意欲の向上や学習習慣の確立、7、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実と、7つの基本的な考え方を挙げております。

学力については、読み、書き、計算などの基礎的・基本的な学習、豊かな心の育成のための指導の充実については、言語に関する能力の重視などが挙げられており、新学習指導要領においては、本というツールが学習面において大変重要な位置を占めるということになっております。

具体的に申し上げますと、国語を例に挙げさせていただくのが一番よろしいかと思うんですけれども、低学年においては、昔話、漢字、ことわざ、慣用句、中学年においては、短歌、俳句、落語、百人一首、高学年においては、伝記、近代文学を授業で学習していくということになります。

指導計画の策定に当たっては、たくさんの配慮すべき事項が記載されているわけですが、注目すべき点は、「各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。学校図書館を計画的に利用し、その機能と活用を図り、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」という記載があることでございます。

そこで、新学習指導要領完全実施に当たり、学校現場はどのような状況であるのかということをお話を5月6日から5月10日にかけて、市内の全小・中学校を視察させていただき、それぞれの学校の考え方を伺ってまいりました。たくさん修繕の要望も上がっておりますが、それは別の機会に申し上げるようにしようかと思っておりますが、先ほど森議員の一般質問におきまして、観光のトイレのことをお話しされておりましたけれども、小学校のトイレの改修も大変重要なことでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、問題の1点目といたしまして、新学習指導要領において必要とされる図書整備に係る経費、必要冊数と総額をお伺いいたします。

2点目の質問でございます。新学習指導要領における学校図書室の整備に関する考え方をお示しをいただきたい。

3点目は、下田市子ども読書活動推進計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

5件目の質問は、子宮頸がんのワクチン接種についてでございます。

このところワクチンの助成の報道が目につくわけですが、こちらは3月の定例会の一般会計予算の質疑でも触れましたけれども、そのとき子宮頸がんのワクチン接種の検討をという問題提起をさせていただいたわけですが、その検討はされたのかどうなのかをお伺い

するものでございます。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 田坂議員の最初のご質問でございまして、第2次の下田市集中改革プランのまず達成率と削減効果ということについてのご質問でございました。

平成21年度の決算見込みという中での状況でございますが、集中改革プラン終了時点の対象事業は180事業でございます。これが計画どおり以上に行われた事業が98事業ございました。達成率は54.4%というところでございます。また、削減効果がどのくらいあったということにつきましては、約44億円というふうに見込んでいるところでございます。

2つ目のその評価と未達成部分の主な内容となぜできなかったかと、そういう理由の問いだと思いますが、これにつきましては、まず評価については、今後の取り組みになってくるわけでございますが、計画どおりの取り組みが行われなかった項目につきましては、なぜそれができなかったかの原因、それからそれに対する改善策、これを検討しまして、これからの次期の計画につなげていくまず必要があるというふう考えております。

未達成部門の内容でございますが、特にその中で目立ったものは、施設の管理運営にかかわる項目というところでございます。なかなか民間委託にしようというようなことも解決に至らなかったというような、このような案件をどうしても先送りにしてしまったというような状況が見受けられます。

遅れ、変更、中断となっている項目ということでございますが、これは行政の情報化のサービスの対応の遅れ、各種団体の補助金の見直し、こういうものが挙げられるというふうに思います。具体的に残された課題の大きなものとしましては、公共施設の再編ですね。それから、耐震整備、これがどんどん先にどうしても送られてしまったということがあります。その理由をご存じだと思いますけれども、やはり経費が大変かかるということと、市民の合意をある程度得なければならない、こういうことがこれから計画的な事業執行という中で必要になってくる問題点であろうかと思えます。

3つ目の第2次の下田市の集中改革プランの中心となるテーマは何かということでございます。それから、これは当然この未達成な部分がテーマになるんですかというご質問だったと思いますが、今までの取り組みを継承する第5次の行財政改革大綱というものを策定し、その実施計画にこれまでの課題を解決するための方策というものを盛り込んで、さらなる改

革というものに手をつけていく準備を今進めているところでございます。

その中で、未達成な部分、これはもう当然大きなテーマでございます。未達成だから、これからこれを解決していかなければならないということで、大きなテーマになってくる、こういうふうを考えてます。

全庁的な検討が必要な項目というものにつきましては、経営戦略会議において議題として取り上げて進めてきました。具体的には、やはり施設の耐震化の問題、再編、それから統廃合、これはこの庁舎を含めて小・中学校、あるいは幼稚園、保育所、学校給食の調理場、公民館、役所の中の組織機構とか定員管理、こういうものにつきましては、経営戦略会議において検討課題として取り上げているというのが現状でございます。

2つ目の第4次の下田市総合計画につきましては、今議員のほうから地区懇談会で提示されました内容について細かくご質問が出ました。この地区懇談会は5月12日から6地区におきまして、地区の皆さん方との懇談の中で、第4次の総合計画にご意見等をいただいているという会でございます。ここには課長が現場に出ておりまして、いろいろ内容的に詳しいものですから、この件につきましては、後ほど課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

財政の問題でございます。第4次の総合計画に絡む財政の問題につきましても、かなり細かい答弁が必要になってきますので、これも大変申しわけないんですが、私が答弁するより課長が答弁したほうが適正な答弁ができるのではないかとということで、今準備をしている課長のほうからその辺を答弁させていただきます。

4つ目の学校図書関係、それは教育委員会のほう、4つ目の子宮頸がんのワクチン接種ということで、今日も三島のほうも何か全額補助に踏み切ったというような記事が出ておりまして、かなり大きな財政出動になるんですが、よくやったなというふうに思いますが、これはまさに予防できる唯一のがんですよね。こういうことがワクチンが認定されたということであれば、当然こういうことについては、我々行政というのは本当に国を挙げて取り組んでいく問題であろうかというふうに認識をしております。

今回、問もなく参議院の選挙が始まりますが、これに出馬される方々、あるいは党の中にも政策公約という形で、子宮頸がんの問題については、まさにもう国を挙げてこれは予防できるがんということで、いかにそういうものを国なり地方の行政が支援をしていくかというのは大きな問題になってくる問題だと私は認識はしております。ただ、検討したかということでございますので、これも担当課のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、いただきました大きなご質問の4点目になるかと思えますけれども、学校図書室の関係でお答えをしたいと思います。

まず、議員さんには自ら学校の図書室に足を運んでいただきまして、そして現状については十分把握をいただいていると、このように思っておりますが、私からは学校図書室整備についての基本的な考え方について答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほどもお話ございましたけれども、新学習指導要領においては、その中の総則というのがございまして、その総則の中で配慮事項が示されております。その配慮事項の中に学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動を充実すること、このようにまず示されております。

小学校の学習指導要領解説国語編というのがあるわけですが、そこには読むことに関する事項として、学校図書館の利用に際して、本の題名や種類などに着目をしたり、索引を利用して検索したりするなどによって、必要な本や資料を選ぶことができるように指導することと、これがはっきりと示されています。

この記述からうかがえることは、学校図書館を自由に子どもたちが読書活動の場として活用できる環境、そしてまた学びの場として、また子どもたちの育ちを支える、そういう重要な場所であると、こういうことで学校図書室、図書館の充実を求めていると、このように理解をしております。

しかし、残念ながらですけれども、現状はこれらに十分対応できるように整備されていると言える、そんな状況では私もないように認識をしております。具体的には、図書冊数の不足、これはもちろんですけれども、中には長い間手にすることさえなかったような古い図書もたくさん残されている。そういうところもございまして、また効率的に検索するためのそういう環境も整備をされていない、こういう現状もあるのではないかなと、このように思っております。

そういう意味では、図書館の環境整備につきましては、日々の授業、それから事務処理に先生方が大変多忙下という状況で、そういう中で、極めて職員がそこに集中して図書室の整備に対応することが大変難しいと、こういう状況にあるのではないかなと、このように思っております。

そういう中で、学校では現在、図書ボランティアさんを募って協力を願いながら図書室の整備をしていると、こういう状況がございまして。昨年、一昨年の状況でございましてけれども、

ボランティアをお願いをしていると、こういう学校につきましては、お願いしている学校が9校、ないところが、これから取り組みたいということも2校ほどと、こういう状況で、図書ボランティアについてご理解をいただくことがだんだんと広まってきているのではないかなと、このように思っております。しかし、私たちもボランティアさんだけに頼るというわけにはいきませんので、しっかりと環境整備をする、このことが大事ではないかなと、このように思います。

なお、学校では司書教諭という資格を持った先生方がいるわけですが、12学級以上の学校にはその配置が義務づけをされているところですが、下田市におきましては、小学校で司書教諭の資格を持っている先生方が14人、それから中学校では4人と、こういう状況でございます。しかし、学校では担任をしたり、それぞれ図書館業務以外の仕事があるわけですので、その先生方が図書館の整備に十分時間を割いてそういう仕事をする、そういう状況には現在のところなかなか難しいという状況があるのではないかなと。ぜひそういう点では、これからそれぞれ学校に司書教諭のあり方、これについても時間の軽減等をお願いするとか、そして充実のためにどう工夫をしたらいいのか、そういうことについて働きかけをこれからしていきたいと、このように思っております。

なお、充実の中で、私は学校と市立の図書館、ここの本の貸し借り、あるいは団体貸し借り、そういうようなことを利用して、一定期間また学校にも市立図書館の本をお借りして学級あるいは学校の図書室に置くとか、いろんな工夫がまだまだ考えられるのではないかなと、このようにも思っております。

また、将来的にはやっぱり司書を置いて、そしてその司書が各学校の状況を見て、またどういう環境整備が一番いいのかというようなこと、そういう指導をいただいたり、直接各学校を巡回するなどして、よりよい環境づくり、こういう形をとる中で、学校図書館のよりよい運営ができるようにと、こういうことも今後検討をしていきたいと、このように思っております。

なお、残りの図書の整備に係る経費の問題、それから下田市の子ども読書活動推進計画の進捗状況、これにつきましては各担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは第4次下田市総合計画に関しまして、住民懇談会の中でお示し申し上げました策定における基本的な視点ということで、4項目ほど

挙げさせていただきます。現状を把握した実行可能な計画づくり、新公共経営の考えに基づく戦略的計画づくり、各種個別計画と整合性のある計画づくり、それから市民にわかりやすい計画づくりと、この内容についての具体的なご質問でございます。

さらに、アンケートの結果に基づく満足度と重要度の相関図の重点化領域の関係、それから地区懇談会におきましては、年齢層、男女比等、一定の偏りのある中での意見聴取、これをどのように取り扱うのかというご質問でございます。

またさらに、財政につきまして、本市の財政状況、今後総合計画との関連の中でどのように考えているのかということと、財務諸表についてのご質問でございます。

まず、第4次の下田市の総合計画の基本的な視点の中の現状を把握した実行可能な計画づくりにつきましては、本市の実情に合致した実行可能な計画というのは、実行するという意思と理解してよいのかというご質問でございますけれども、基本的にはそのようにご理解していただきたいと思っております。

ただ、ここで意図しているところは、ご承知のとおり人口とか経済状況、あるいは雇用状況の悪化等々の社会情勢、そして厳しい財政状況などの行政事情、そういったものに配慮しながら、本市の実情に合った計画にすることにあります。その結果といたしまして、さまざまな施策とか事業の実効性が担保されるというふうに考えておりますので、本来計画というものは、実行、実施するために作成するものであるという、そういう基本的な考え方に基づいた策定作業に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、新公共経営の考えに基づく戦略的な計画づくりという問題でございますけれども、この新公共経営というものは、ご承知のとおり民間企業の経営方法とか、あるいは考え方を取り入れる手法でございます。行政改革を推進しながら、住民へのサービス内容を高めるための活用方法の一つでございます。限られた予算とか人員を有効利用しながら、最大限のサービスを提供することが目的となっております。この新公共経営の基本というものは、その過程よりも、ご指摘のとおり結果を重視する成果主義、よりよい結果を求めて政策をつくりながら、その結果というものが予測した内容と異なれば、それぞれ見直しをしていくと、そういう考え方でございます。

当然のことながら、税金を原資としまして予算とか人員などの資源をどのくらい投入し、どれだけの量のサービスを生産して住民に提供してきたのかというのを把握することは非常に重要でございます。こういった考え方を踏まえまして、住民の生活の質というものがどのように変化していくのかという、そういった成果を測定するというところでございまして、

この成果というのは住民の受益の視点で決定してくるものというふうに理解しておりますので、この総合計画を策定するに当たりましては、こういった視点を計画の中に盛り込んでいくということでございます。

基本計画におきましては、施策体系の項目ごとに目標値を設定いたします。現在、数値系の指標をまとめておりまして、具体的に申し上げますと、例えばごみの排出量につきまして、1人1日当たりのごみの排出量、あるいは資源の再生化という形の中でのリサイクルの率、あるいは公共施設の利用者とか利用率の問題、また健康の分野に関していえば、健康診査の受診率の向上、そういったものを具体的に数値目標の中に示して、それらの指標ごとに平成21年度を基準年といたしまして、中間年度でございます27年度、それから計画最終年度の32年度の目標値を設定していきたいということでございます。

内容的なものにつきましては、どのような形でそれを形づくっていくのかということになりますと、具体的にそのような指標が明らかとなるようなシートをつくりまして、そこに目標を盛り込んでまいると、そういった形で考えております。

各種の個別計画と整合性のある計画づくりということでございますけれども、この計画との整合性、集中改革プランの中心となるテーマというものが実行可能な計画として具体的に記載されてくるのかということでございます。先ほども市長の答弁の中にもございましたとおり、この集中改革プランで積み残されたテーマについては、かなり重要なものも含まれております。総合計画というものは、地方自治体の最上位の計画として位置づけられておりまして、他の個別部門のよりどころとなる計画でございますので、各個別部門との総合的な調整が当然必要になってまいります。そういうことで、各種個別計画と整合性のある計画づくりという記述をさせていただいたものでございます。

集中改革プランにつきましては、下田市の行政経営方針の実施計画として位置づけられておりますので、この総合計画の施策の体系の中に当然含まれてまいりますけれども、集中改革プランの中心テーマ、これがすべて実行可能な計画として記載されるものではないということだけはご理解いただきたいと思います。

次に、市民にわかりやすい計画づくりということございまして、基本計画に事業を項目出しをしなければわかりにくいと思うというご指摘でございます。確かに基本計画の中にそれぞれの事業を細かく項目出しをしていけば非常にわかりやすい計画になるわけでございますけれども、膨大な事業を抱える中で、個々の具体的な事業まで基本的計画にすべて記述してまいりますと、かなりの膨大な計画になってまいりますので、あくまでも実施計画での対

応というものを考えております。

ただ、基本計画の中で10年間の財政計画をお示ししたいということでこれまでご説明申し上げてまいっておりますので、第4次の総合計画の核となる事業といたしまして、各課からおおむね50程度の事業が現在提出されておりますので、今後それらの事業の優先順位をつけながら、計画期間内の年度ごとに事業振り分けを行ってまいります。第4次総合計画の核となる事業につきましては、そういった財政計画の中で具体的に明示していく方向で基本計画の策定を考えているところでございます。

それから、アンケートに基づきます相関図の満足度と重要度の関係でございますけれども、重点化領域に入っていない事項についての取り扱いでございますけれども、アンケート調査というものは、市の施策とかまちづくりに関する市民の意見などから市の現在の姿を知るためには極めて有効な手段の一つとして考えております。市民が望む将来の市の姿を把握するため、計画策定過程において採用させていただきました手法の一つでございます。

ご指摘の満足度、重要度の相関図でございますけれども、これは行政が実施している施策を重要度と満足度で5段階の調査をいたしまして、数値変換を行って平均点を出した結果を相関図にまとめたものでございますので、一般的には重要度が高く満足度の低い、そういった項目については、当然行政課題としてとらえさせていただきます。優先すべき施策と判断させていただくものでございます。

しかし、この領域に含まれていないさまざまな分野における項目、こういった項目について軽視しているというものではございませんので、こういった領域に含まれなかった項目についても、それなりの対応をさせていただく、そういう考え方でございます。

ただ、この満足度とか重要度というものは、あくまでもアンケートの対象となった個々人の主観的な判断に基づく評価という、そういった一面はございますけれども、それぞれこのアンケートにお答えしてくださった方たちの回答の背景には、さまざまな活動の中から習得しました判断、こういったものが集積として蓄積されて、その結果としてアンケートに反映されてきているものというふうに考えておりますので、必ずしもアンケートが例えば標本数が1,000人、回収率が38.3%ということでございますけれども、こういったものについて評価がどうなのかということにはなかなか結びついていかないんじゃないかというふうには考えております。

一例を挙げますと、地区懇談会の中場で、例えば安全な水道水の供給、こういった問題に関しまして、この相関図の中では非常に重要度が高く満足度も高いという結果になって

おりますけれども、この懇談会の中では水道の普及率、これは非常に高いわけでございますけれども、まだまだ未給水区域内にお住まいになっている方もたくさんいらっしゃいます。こういった形たちからすれば、この満足度は非常に低いわけでございますので、そういったアンケート調査の特質とか危険性、そういったものにも十分配慮した上で、今後一定の資料として活用させていただきたいというふうに考えてます。

重点化領域に該当しております医療体制の充実とか働きやすい環境の整備、あるいは観光業の振興、効果的、計画的な行財政の運営、災害に強いまちづくり、商工業の振興、こういった項目については、これは下田市民ほとんど大方の方のご意向を反映しているのではないかというふうに理解させていただいております。

議長（増田 清君） 質問の途中ですけれども、質問者をお願い申し上げます。休憩したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、7 番 田坂富代君の一般質問を続けます。

当局の説明をお願いします。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、引き続きまして、第 4 次下田市総合計画に關しましご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

第 4 次下田市総合計画の地区懇談会での意見聴取につきましてのご質問でございますけれども、地域の課題につきまして意見交換を行ったわけでございますが、年齢構成とか男女比、そういった点に一定の偏りが見られたということございまして、より幅広い意見聴取と言っても、もう 6 月 15 日には第 1 回の審議会を開催いたしまして、スケジュール、時間が非常にタイトな状況の中でこういった意見聴取を今後どのように取り扱っていくのかということ、あわせまして、住民要望と行政需要との考え方でございます。

この地区懇談会につきましては、広く市民の皆様方のご意見をちょうだいしたいということで、地域の課題とかまちづくりの目標、将来都市像等に関しまして、6 地区で意見聴取を行ったものでございます。

その中には、区を代表して地域の課題についてのご発言もございましたけれども、基本的にはそれぞれ一人一人の市民としての発言が主な内容でございました。しかしながら、その発言者の発言の内容とかにつきましては、その方の本当に個人的な見解もあれば、あるいはその方が日常生活を通じまして、あるいはさまざまな活動を通じて、経験則とか、あるいは多くの方々の意見を集約して、それを背景に発言しているものもあるというふうに理解、判断しております。

また、地区懇談会はその場で地域の意見として統一的な見解を求めるものではなくて、市民の生の声を率直な忌憚のない声を広く伺いたいという目的で開催させていただいたものでございますので、参加者の年齢構成とか、あるいは男女比などにバランスがとれてないところもございましたけれども、それはそれとしまして、市民の方々の生の声につきましては伺えたものというふうに考えております。

そういう考え方でございますけれども、しかしながら、今後の懇談会とか、あるいは報告会の持ち方につきまして、時間とか曜日のとり方とか、そういった問題も含めまして、若い人とか女性の参加、そして多くの幅広い市民の方々に参加していただけるような工夫が必要になるというふうに考えておまして、それが課題であるというふうに認識をしているところでございます。

なお、意見聴取の取り扱いでございますけれども、地域の課題とか要望につきましては、所管課にすべて報告し対応を検討しております。総合計画に関する事項につきましては、各地区で同じようなご指摘を受けた問題もございますので、そういった問題につきましては、計画に反映すべきという判断したものについては計画の中に盛り込んでいくという考え方でございます。

さらに、住民要望と行政需要ということでございますけれども、この住民要望と行政需要ということにつきましては、行政需要というのはよく使われる言葉は市場のメカニズムの需要と供給の関係、こういった概念を政治のメカニズムに持ち込んだ、類推適用したものとされておりまして、この住民要望に対しまして、正面から受けとめて耳を傾けることについては行政の基本であるというふうに考えております。

しかし、右肩下がりの時代におきましては、住民要望に添えないような内容についても出てまいります。そういったものにつきましても、いろいろな角度から検討させていただきまして対応させていただきたいというふうに考えております。

住民要望と行政需要というものは似ておりますけれども、基本的には異なっているものと

いうふうに考えておりました、対立することもあるというふうに考えております。一般的に狭い意味での考え方としまして、住民要望とは、それぞれの地区における住民の日常生活等に直結したような身近な問題、あるいは公が担うべき、そういった住民生活に直結した分野に対する一定の働きかけであるというふうに考えてます。

一方、行政需要というものは、それよりさらに幅広く拡大された広い概念でありまして、住民に対する行政サービスという視点からとらえて、さまざまな行政分野、教育とか福祉とか医療とか、あるいは環境問題等々、広汎な分野にわたって行政に対して求められるサービスと言えるのではないかとこのように考えております。

先ほども申し上げましたとおり、この住民要望と行政需要というのは一部対立する場面も出てくることは想定されますけれども、行政は住民に対しまして十分な説明責任を果たして、より多くの理解を得る努力は必要であるというふうに考えておりますので、最終的にはこの住民要望、あるいは行政需要に対してどう取り組んでいくのかというご判断については、市民の代表でございます議会でのご判断を仰ぐような形になってこようかとこのように考えております。

続きまして、市の財政の問題でございますけれども、先般、6月11日の全員協議会の中で、市の総合計画を策定するに当たりまして、10年間の財政計画を提示したいということで申し上げました。その前提となる条件につきましては、人口2万2,000人、生産年齢人口50%、就労者9,200人ということで、これに対して第4次総合計画の基本計画に上げる事業実施のための一般財源の確保について、市税、交付税等の推移の予測はどうかということでございます。

総合計画におけます財政計画につきましては、現在取りまとめ作業中でございますけれども、市税の見込みにつきましては、個々の税目について一定の基準によって諸条件を積み上げて試算させていただきました。具体的には、個人市民税の均等割につきましては、扶養控除の見直しによりまして、平成24年度には700万円程度の増額が見込めるものの、毎年300人程度の主要就労人口の減少、そういったことで平成25年度以降は毎年1%の減少で試算をさせていただきました。所得割につきましても、均等割と同様に扶養控除の見直しによりまして、平成24年度に4,600万円程度の増額が見込まれますけれども、25年度以降につきましては、高齢化率の伸びとか生産年齢人口の減少等によりまして1%程度毎年減少していくのではないかとこのように試算しております。

一方、収納率につきましては、平成21年度実績95%程度の見込みに加えまして、平成23年

度から予定しております特別徴収の全事業所指定によりまして、0.5%程度の上乗せをして95.5%という形で収納率を見込ませていただいております。

固定資産税につきましては、土地については毎年1%程度の減少、家屋については新築家屋の期待を含めまして、当面1%の増で見込んでおりますけれども、平成27年の経年限定補正とか、30年の評価替え、これらによる修正によりまして、ホテル、旅館等の非木造課税標準の大幅減が見込めるため、27年、30年につきましては10%の減額で見込みました。

なお、償却資産につきましては、設備投資が市全体で進んでいない状況もございますので、一方既存の減価償却は進むということで、毎年3%程度の減で見込ませていただきました。

その他、軽自動車税は若干の伸びが期待できるものの、たばことか入湯税、都市計画税につきましても減少で見込まざるを得ず、市税全体では平成21年度決算見込み、現年度調定32億円、10年度の平成32年度現年度調定は28億円弱と見込みまして、したがって、平成21年度決算見込み額31億7,000万円と比較して、平成32年度税収は27億4,000万円と見込み、4億3,000万円ほどの減額となるのではないかというふうに試算、推計しております。

一方、地方交付税につきましては、普通交付税は平成22年度当初予算をベースに市税の調定見込みによりまして積算し、平成23年度におきましては、本年の国勢調査による人口減により7,300万円、平成24年度が9,600万円の減額を見込んでおります。

特別交付税につきましては、毎年度3億円の交付を見込み、交付税の合計では平成21年度決算26億9,600万円に比較して、平成32年度には25億4,900万円と1億4,700万円の減額見込みとなりますけれども、平成22年度当初予算計上額23億6,000万円と比較いたしますと1億8,900万円の増額と試算しております。

なお、交付税の試算に当たりましては、現在総合計画上で事業を調整中でありまして、新規事業に伴います事業費補正による交付税額は算入しておりませんので、増額要因としましては一定の留保をさせていただいているという、そういう状況でございます。

このように行政需要が増大する中で、市税を中心としました財政見通し、大変厳しいものが予想されます。そういった中で、一般財源を確保するためには未利用財産の売却、未収金の確保、それから施設の統廃合とか、さらなる行革、事務事業の見直しによる歳出の削減、あるいは国・県の補助制度を有効活用しながら、普通交付税措置の有利な起債の借入れ等により、内部努力とともに全市的に対応していく必要があるというふうに考えております。

続きまして、財政という観点から、下田市の財務諸表の関係でございますけれども、下田市の財務諸表につきまして、全員協議会でご説明させていただきましたが、この際、分析の

説明をしませんでした。その中で、資産の老朽化率について、昭和44年度以前の建物を加えるとかなり老朽化率が上がっていくと見込まれるという発言をさせていただきまして、それに対して、昭和44年以前の建物とは具体的にはどのような建物があるのかというご質問でございます。

この昭和44年以前の建物につきましては、市役所の本館あるいは別館を初め、各地区の公民館、白浜、柿崎の保育所、それから学校施設関係では浜崎小学校の東館、また市営の丸山住宅や柳原、うつぎ原住宅が主なものでございます。

また、資産形成における住民1人当たりの資産額とか1人当たりの負担額、こういった住民にとってわかりやすい情報について、他団体との比較が可能となるという発言をさせていただきましたが、この住民にわかりやすい情報とはどういうことであるのか、他団体、類似団体でございますけれども、県内はご発言のとおり伊豆市だけでございます。こういった比較について意味があるのかというご質問でございますけれども、この類似団体におけます財政の実態につきましては、一定の身近な尺度として利用して、財政の健全化性について検討するのに有効な1つの指標というふうに言われております。

下田市の類似団体、これは人口5万人未満、それから産業構造が第2次、第3次産業で95%未満かつ第3次産業が55%以上の団体ということで、全国136団体の中でありまして、県内では先ほど申し上げました伊豆市だけでございます。

こういった状況の中で、その比較についてどうなのかということでございますけれども、財務諸表を公開する効果の1つにつきましては、行政の透明性を高めたり説明責任を果たすことにございまして、市民が行政を身近に感じて、行政運営について日常的に関心を持っていただき、それら行政に対してご意見、ご提言していただくためには、各種行政情報、行政資料をわかりやすい方法で提供することが非常に大切でございます。そのためにいろいろ工夫に努めているものでございますけれども、各種行政指標について、類似団体との比較が用いられる場合がありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、類似団体は人口及び産業構造によってグループ分けするものでございまして、面積とか地理的な要件、あるいは高齢者の人口とか所得水準、生活保護者数等の客観的な要素については考慮されておられません。

したがって、類似団体だけの比較ではなくて、県内あるいは近隣の他の自治体と比較しまして、どの行政分野が下田市として遅れているのか、あるいは弱いところなのかという、そういったことを分析することによりまして、今後下田市が取り組んでいくべき課題、あるいは改善すべき問題点が明らかになるため、現状評価と検証が可能となりまして、今後

の施策、政策を立案する上で有効な指標の一つとして活用できるというふうに考えております。

例えば、この指標について申し上げますと、県の自治財政課におきましては、毎年度「市町財政の指標」という冊子を編集して、県内各市町の決算の状況とか公共施設の状況を公表しております。また、市町村の振興協会や自治振興協会におきましても、「市町しずおか」とか「市町村の指標」という統計冊子を毎年度発行いたしまして、県内自治体の概況についてさまざまな分野で情報を幅広くわかりやすく提供しております、こういった資料とあわせてこの財務諸表を活用していくことで、今後の行政運営に役立つものと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは新学習指導要領におきまして必要とされる図書整備に係る経費、必要冊数ですとか総額について答弁させていただきます。

新学習指導要領の教育内容の主な改善事項というようなものが7項目ございます。1つ目は言語活動の充実、2つ目が理数教育の充実、3つ目が伝統や文化に関する教育の充実、4つ目が道徳教育の充実、5つ目が体験活動の充実、6つ目が外国語教育の充実、そして7つ目がその他、そういうふうになっているわけですが、特に各教科に共通するというようなものにつきましては、1番目の言語、そして3番目の伝統や文化に関する教育、そういうものがあるわけでございます。

内容といたしましては、特に伝統や文化に関する教育の充実の中においては、国際社会で活躍できる日本人の育成を図るため、各教科において我が国の郷土の文化、伝統を受けとめ、継承、発展させていく教育の充実を図る。国語での古典、社会での歴史学習、音楽での唱歌ですとか和楽器、美術での我が国の美術文化、保健体育での武道などの充実を図る、こういうふうなことがうたわれております。

これらの新学習指導要領が23年度から完全実施になるわけですが、これらに対応するための各科目の図書の充実ということが求められているわけでございます。これは各学校の各教科の先生によって、これをそろえなければならないということが決まっているわけではございませんので、判断は違ってくるとは思うんですが、今回は全部の科目についてちょっと調査まではできませんでしたので、国語科について一例を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

小学校の国語科を例とした場合がございますが、文化や伝統の重視という面の中で、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、低学年においては昔話、漢字、ことわざ、慣用句、中学年におきましては短歌、俳句、落語、百人一首、高学年については伝記ですとか近代文学、こういうものが需要というふうに先生はおっしゃっております。

そういうことで、これらがそれぞれの各学年に、各教室に1セットずつそろえる、そういうような場合には、例えば昔話ですとか、この低学年の4つの項目のものをそろえたときには、多分1教室に置くには3万円程度かかるのではないかというふうなお話です。それですので、低、中、高学年それぞれ1セットをそろえた場合、約3万円とした場合に、単純に単学級の学校では6学年あるわけですから、1学校当たり18万円ということになるかと思えます。今年の5月1日現在の小学校の学級数が53学級でございますので、3万円掛ける53学級で159万円、国語科だけで159万円という数字が出てくるのかなというふうに考えますが、これがすべての科目でこれだけ必要になるということではございませんので、一概には言えないんですが、学校側が必要とする図書を一度にそろえるということになれば、かなりの金額になる、大きい額になるというふうに考えております。

これにはじゃどういふふうに対応したらいいのかということでございますが、国からはこの新指導要領実施に伴う図書費として、特にこれを用意しているというものがあるわけではございませんが、平成19年度から新学校図書館図書整備5カ年計画というものが始まっておりまして、この23年度までございます。これはこの5年間で1,000億円、毎年度200億円という図書整備費を地方交付税措置ということで対応しております。そういうことから、私どもといたしましては、その趣旨を十分理解していただいて、予算化できるように活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 次に、子宮頸がんのワクチンについてお答えいたします。

冒頭、今日議長のほうから、ヒブワクチン及び肺炎球菌、これの公費助成について、東海議長会で提案がなされたということの報告がありました。こういった前提、こういった状況を踏まえまして、子宮頸がんワクチンも考えなければならないのかなというふうに感じております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、21年12月22日に販売認可されて、任意接種になっております。このワクチンにつきましては、接種すれば感染しないというものではなくて、引

き続き検診を行いながら予防に努めるという、こういったことが必要になってくるんじゃないかと思います。

先ほどの市長の中にあつたように、今日の報道によりますと、三島市では子宮頸がんワクチン、これを小学校6年生、中学校3年生において全額助成をするということで新聞報道が載ってました。県内では、あとそのほかに川根本町が中学生の一部自己負担で実施しております。こういったことを踏まえまして、下田市の検討内容でございますが、下田市の公費の助成については、任意接種の他のワクチンの自己負担との兼ね合い、こういったのが1点ありまして、あと財政上の制約、保護者への周知等、調整する事項もありますので、引き続き情報を収集し検討することにしたいというふうに考えております。

なお、予防事業の勧奨、周知及びがん検診のさらなる受診向上に努め、市民の健康の増進を図っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 済みません、私のほうからご質問の大きい4番目、学校図書室・図書・子供の読書についてという中の下田市子ども読書活動推進計画の進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思います。

平成20年3月に下田市子ども読書活動推進計画を策定いたしました。子供たちの読書離れが進む傾向に少しでも歯どめができるよう日々努力をしております。読み聞かせ会や絵本紹介等を実施し、読書活動の理解の促進に努めております。

月齢の低いときからの読み聞かせの大切さを保護者の方々にご理解いただけるよう、平成20年度よりファーストブック事業を実施いたしました。翌21年度からは本格的にファーストブック事業として事業を立ち上げ、健康増進課が実施している離乳食教室終了後に当事業を実施し、読み聞かせの実演後、絵本と図書バッグのプレゼントを行っております。昨年度の実績といたしましては、対象168名に対し、ファーストブック参加者122名、後日取りに来てくれた方21名を含め143人となっております。

また、図書館と学校の連携を深めるということで、秋の読書週間の行事といたしまして、講師を招いたお話し会を開催しております。全校生徒を対象に実施いたしております、子供たちにいつもと違った本との触れ合いを提供しております。一昨年は浜崎小学校、昨年は白浜小学校で実施をいたしまして、本年は大賀茂小学校の予定となっております。

さらに、今まで教職員で実施しておりました下田市読書活動部会の会議に、図書館の職員

も出席をさせていただけるようになりました。ここで図書館と学校職員間の連携を図っていく目的を少しでも達成できるよう努力をしております。

図書館の図書の団体貸し出しを促進し、学校における読書機会の充実を図り、図書館と学校との連携をより一層深め、少しでも多くの図書資料が子供たちの手元に届くように努めております。平成21年度の団体貸し出しの実績は、9団体、69回、1,844冊と、前年度よりそれぞれ37回、792冊増加しております。

また、第4章の読書環境の整備充実におきましては、本年度図書館のシステムの更新を今やっているところでございます。新システムが稼働できるようになりました折には、ホームページ上での図書の紹介、情報検索、図書の貸借等が可能となり、非常に使い勝手が向上する予定でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 質問が多岐にわたってしまったので、随分長い時間をお答えいただき、まことに申しわけありませんでした。

それでは、ちょっといろいろ前後すると思いますが、総合的にご判断して、各担当課の方が答えていただければよろしいかとは思いますが、まず今ずっと企画財政課長のほうから、集中改革プラン、総合計画、そして財政のことについてお話をいただきました。その中で、この10年間というのは、大変厳しい見通しを立てざるを得ないということがはっきりしたわけでございます。市税の減額というものが非常に大きいなという中で、この第4次総合計画を実施していかなくてはならないということがはっきりいたしました。

この大変厳しい状況の中で、どのようにこの一般財源を確保するのかという中では、未利用地の処分であるとか、いろいろ述べられましたが、結果的には行革を推進していくということと、その中の施設の統廃合をしっかりとやらなくてはならないということもはっきりしたわけでございます。この老朽化に関しましても、庁舎であるとか、公民館であるとか、保育所、あるいは市営住宅と、耐震化と統廃合、その他問題になっているところばかりでございます。

それから、財務諸表に関しても、大変詳しくご説明をいただいたんですが、この財務諸表及び財務諸表分析というのは、平成20年度の決算をベースにつくられているということでございますから、そのもととなるのは平成20年度の予算であり、その予算がどのようにつくられたかということが重要になってこようかと思っております。CAP方式と、それから職員の給与

カットを初め、財政的な財源調整というのは大変困難であったと、そういうことでございますから、本来やるべき事業もやらないというよりやれないと言ったほうがよいのかなと思いますが、そういう状況で組まれた予算であったわけです。それをベースにつくった財務諸表分析であるわけですから、この指標が平均内におさまってはいるんですが、この指標をもって下田市の財政状況がよいという話にはならないわけです。

予算編成の取り組みが全く違う他団体との比較は、私は全く意味をなさないものではないのかなというふうには考えています。しかしながら、国・県の方針によりまして、これは策定しなくてはならないということでございますから、財政にももちろん精通した方が1人配置されて、1年間かけて取り組んできたわけですよね。それを下田市としてどのように有効に活用するかということが大変重要なことだと思うわけです。

私の主旨質問を聞いていただいてもわかるように、私自身が理解できていません。また、職員の方々に理解できている方も少ないのではないかなと思うんです。やはりこれだけの時間と労力をかけて作成するものでありますから、多くの職員、そして議員も含めてですけれども、理解すべき必要があるわけです。このような実態をどのように考えておられるのか。より多くの職員の研修が必要と思うんですけれども、それはいかがか。少数精鋭とよく言われますから、少数精鋭と言われるなら、その精鋭たる職員をつくり上げる努力をしなくてはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、集中改革プランのことにちょっとまた戻りますけれども、180事業のうち98事業が達成したと。54.4%、44億円の効果がありました。民間委託部分が達成されないということが大きな部分ですよということを市長が説明されたと思いますけれども、そのあたりはということなのか。民間委託部分の内訳ですね、どういうものなのかお答えをいただきたいと思います。

市長が経営戦略会議で取り上げていますよということでお話しされてますけれども、座長とおなりになって、有名な先生方をお迎えして、新公共経営については随分勉強されたと思いますので、その新公共経営という中で、本当にこの財務諸表、財務諸表分析を利用してきちんと行政改革に生かさないとか全く意味がなされないというふうには考えていますが、いかがでしょうか。

それから、次に、学校の図書の問題なんですけれども、これは大変な問題でして、学校を視察していただくとわかるんですけれども、図書室はひどい状況です。前にも一般質問で取り上げさせていただいたときに、私たちの学んでいたころとは全く違う状況で授業が行われ

ているということをお話しさせていただいたんですけれども、そのあたりをしっかりと認識した中で考えれば、本がどのくらい必要なのかということをしごく歯がゆい思いで私はいつも見させていただいていたわけなんですけれども、今度の新学習指導要領においては、国語科だとしたら、各教室に1セット配置しても159万円必要だよと。今、下田市でどのくらい学校図書費が出されているかといいますと、これが21年度の決算でございますけれども、136万8,000円でございます。

この中に地方交付税に入ってくるものをちょっとお話しをさせていただきますと、課長が大変勘違いをされていると私は思うんですけれども、この学校図書費なんですけれども、先ほど言われた国から5年間で200億円の話をされましたよね。それなんですけれども、それは地方交付税に組み込まれてくるお金でございます。それがどのくらい組み込まれてきているのかといいますと、これは言わないほうがいいのかと思うくらいのことなんですけれども、細かい計算式がございます。それを計算していきますと、地方交付税で小学校図書ですね、99万円でございます。そのお金です、今課長が言われたのは。ですから、そのお金はもう既にこの中に入っているのだから当てにならないんですよ。このお金の入っているのと、臨財債の中に多少なりとも組み込まれていますから、その中を足して小学校の場合だと37万8,000円ほど市が負担してますよという状況なんですよ。

この38万円が多いか少ないかという話ではなくて、当初予算を組むときに大変頑張っていたからこういう形になっているんでしょうけれども、もう一つ資料を言わせていただければ、学校図書の1人当たり、生徒数で割り返しました、その金額なんですけれども、小学校の場合ですと平成22年度1人当たり1万7,200円の予算措置でございます。これが財政の厳しかったころは、19年度で7,000円とか、20年度で8,000円とか、そんな感じで21年度が1万1,400円、こんな感じなんですけれども、でもこれは地方交付税に入ってきたお金が主な内容でこのように措置されていて、下田市独自で出しているというのはごくわずかなんですよ。

先ほども行政需要の話もされたんですけども、教育現場の子供が本当に必要とされているものというのは、要望として上がってこないんですよ。この要望として上がってこないけれども、必要とされるものに対してどのように予算を確保するのかということは、学校教育課のやることじゃないんですか。きちんと数字を出していただいて、しっかり必要とされるものを確保しないと、財政だってお金ないんですから。ない中をほかを切っていただく。その中で必要とされるものに配置するというのをしないとならないわけですよ。新公共経営

なんですから。

ですから、そういった面で本当に何が必要なのか、行政需要は何なのかということをごきっちりと考えてやっていただきたいなと思います。その辺学校教育課としてどのように考えるのか伺います。

それから、ワクチンの関係でございます。

ワクチンは検討していかななくてはならないなということを健康増進課長に答えていただいたんですけども、市長も認識はされているということでございます。しかしながら、財政のことも、500万くらいですかね、必要とされる子供の数に5万円くらいだということですので、全額補助してもそのくらいのお話なんです。

それをやっぱり切り込まなくちゃならない財政状況の中で、新公共経営でどういうふうにするのかなということをごうたってあるものごですから、しつこく言わせていただきますけれども、うたってなければいいんですけども、きちんとうたってあるので、どのようにやられるのか、このワクチン接種をどう考えるのかということをご1つお聞きしたいなと思います。

それから、やはりこの新公共経営ということになりますと、ありとあらゆることの事務事業評価ということになってこようかと思っておりますけれども、この事務事業評価ということを取り入れていられるのかどうかお伺いいたします。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 財務諸表の関係に関連しまして、今議員さんご指摘のとおり、企画財政の財政担当職員、本当に分厚い参考図書を首っ引きで、さらに県の研修ということで、年に10回近く研修に出まして、さらにまた今年度も同じような研修を受けて、なおかつまだ皆様方に納得できるような十分な知識というのは習得することが非常に難しい内容でございます。

そういった中で、平成20年度の財務諸表についてつくったわけなんですけれども、この内容について、当然議員さんご指摘のとおり、職員のすべてがやはり内容を十分熟知して、今の下田市の現状、これを把握していただいて、どこに改善すべき点があって、その改善すべき点に着手したときにどのくらいの財源が必要になってくると、その財源をどうやって生んでいかなければならないのかということごの問題意識をすべての職員に持っていただくことは非常に重要なことごでございます。

ですから、職員研修のお話ごございましたけれども、本当に公認会計士とか会計事務所と

か、そういった方を講師にお招きして頼むと物すごい講師料が必要になりますので、また県のほうにこういったお話を投げかけをいたしまして、県の中でそういう派遣できるような方がいらっしゃったら、そういう方をお招きした中でも研修の一環として、職員を対象にまたそういう機会を設けていけたらいいというふうに考えております。

それから、集中改革プランの54.4%の達成率ということでお話し申し上げましたけれども、これは180事業の対象事業がございまして、そのうちの98事業が計画どおり以上に行われたということでの比率でございます。額の面からいえば、計画の効果額ということで約56億2,000万円の額を見込んだわけでございますけれども、実績の額が43億9,700万円ということで、効果額から見れば78.2%の達成ができていますわけなんです。内容を分析しますと、議員さんご指摘のとおり、民間委託等の推進の項目が非常に低率になっております。これはなぜかと申し上げますと、例えば現在具体的に実現に向けて進めております保育園の段階的な統廃合、あるいは幼稚園の再編整備、こういったものが具体的に実現されていないということが数字を押し下げているということでございます。

また、給食の自校方式の廃止とか、あるいは共同調理場の民間委託ということも1つのプランの中に上げられております。さらに、ごみ部門におきましては、収集業務とか焼却管理業務の民間委託等も上げられておりますけれども、こういったものについて諸般の事情によりまして実現に至っていないというところがございます。こういったことから、この達成率がなかなか数字として上がってきてないということでございます。それが内訳でございます。

こういったものを財務諸表を分析しながら、きちんとこの諸表の内容を分析して活用すべきであるということのご指摘でございます。先ほど申し上げましたとおり、この財務諸表をしっかりと受けとめながら、この行政運営の中にきちんと活用していくことは必要であるというふうに考えておりますので、またこれについてどういう方法が一番効果的なのかということも研究しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、子宮頸がんのワクチンの関係、財政のほうのご質問ということで受けとめてよろしいのでしょうか、500万円ということでございますけれども。確かにこれは新聞等でも報道されましたとおり、川根本町で中学2年生ですね、今日の新聞で三島市で小学校6年生と中学3年生ということで、ワクチンの完全実施ということでございますけれども、この経費、しっかりと試算しておりませんが、仮に500万なら500万という形で前提にお話しをさせていただきますと、この新公共経営という観点からいえば、このワクチンを接種することによって罹患率が極端に下がってくるということは治験から明らかになってきているというふ

うに考えておりますので、それが医療費等に及ぼす影響ですね、そういった効果をかんがみれば、その辺の費用対効果の面から検討していく必要もあるのではないかというふうには考えております。

したがって、この場でワクチンの無料化の完全実施をする、しないということではなくて、そういったさまざまな観点から、果たしてこのワクチンの接種について公費負担で実施すべきなのかどうなのかという議論をこれから進めていきたいというふうを考えてます。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 先ほど田坂議員さんからご指摘いただきましたように、確かに地方交付税で措置されているんですが、それが下田市の割り当てに当たる分がすべて入ってきているということではなく、交付率が絡んできているということは十分承知しているわけなんです。2年ほど前に教材費の関係で県下最低なんていうような報道がございました。そのときには、下田市にはこれだけ入っているはずだというもので12.何%というような数字が出ておりましたもので、そういうことでお話ししたわけなんです。私どもといたしましては、当然新指導要領の中で、学校図書館の利用についてはっきりうたわれているわけですので、それに向けて今後も整備していくという姿勢には何ら変わりございません。

また、議員さんにも十分ご理解いただいていると思うんですが、19年、20年、21年、そして今年度というような形でかなり図書費が増えている、そういうことについては、やはりそういうご指摘をいただいた中で、このような金額が予算上計上できたのかなというふうなことだと思っております。そういうことから、今後も私どもはこれで満足することなく、もっと充実した図書館を目指していきたいと思っております。

また、学校の図書標準というものもございまして。それについても、小学校においては大体平均で69%ほど、中学校では83%ほどというふうになっておりますので、これも十分な冊数がそろえておられるとは言えませんもので、標準冊数に届くように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 済みません、答弁漏れがございました。

新公共経営という観点から、事務事業の見直しについて今後も継続していくのかと、そう

いうご質問でございます。

当然、簡素な行政システムの確立という観点からいえば、事務事業の見直し、これについては永遠の行政課題というふうに考えておりますので、新公共経営という観点から言いましても、当然この事務事業の見直しは継承して進めていかなければならない課題であるというふうにとらえております。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 今、企画財政課長が事務事業評価もやっぱりやっていかなければならないというお話の中で、総合計画の……。

議長（増田 清君） 3分前です。

7番（田坂富代君） 総合計画の中に入っているものもそうですけれども、既に執行されているものですね、特に澤村邸なんかに関しましても、どのような行政需要があって、どういう効果が認められてということがやはり必要なことだと思うんですよ。だって、やらなければならないことは山のようにあるわけですから、いろいろなものを切り捨ててこれを行っているわけなんですから、その辺をしっかりと考えてやっていただかないと、本当にますます厳しくなる状況の中で、無駄にははいけませんので、しっかりと事業評価をしていただき、必要とされるものとして残すなら残す、必要のないものならどうにかするという方向で進めていただきたいと私は思っています。

それから、学校図書の関係につきましては、子供の読書活動を推進するための予算確保を求める意見書というのを前回の議会で全会一致、議会一致という形で意見書を出させていただいたわけです。やはり学校の問題に関しましては、それぞれの議員さん非常に心配されて、これを全会一致で出したということだと思いますので、やはりそれに甘えるということではなく、学校の状況をきちんと把握して学校で子供が授業に困らない、そういう体制をつくるということが事務方としてやるべきだと思うんですよ。

その必要とされるお金が幾らかかるのかということをお金にきちんと訴えないと、その前段として、あなた方の課がきちんと行革効果を上げる仕事をしてきていなかったことが大きな問題として残っているんじゃないですか。幼稚園の統廃合、それから学校の給食センター、これはきちんとやっていただかないと、そこで浮いたお金がどのくらいになるのか。その財源を使って1億2,000万円からの事業ができるでしょう。そういうことを考えたときに、どこを整理して、どういうことをしたら子供たちに少ない財源を振り分けられるか。そういうことをきちんと考えていただいて、行政運営を今後もしていただきたいと思います。

いかがですか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 事務事業評価ということで、具体例としまして澤村邸のお話が出ましたけれども、当然この事業効果というものは測定していかなければならないということございまして、これには例外というものはないだろうという考えを持っておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今回は1科目、国語科だけということでご答弁させていただきました。今後ほかの科目についてどのような要望が学校からあるのか、その辺をしっかりとつかみまして新年度予算等に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 教育長のほうから、学校図書室の経営に関して、ボランティアさんに非常に頑張ってもらっているということでしたけれども、頼ってばかりはられませんよと。司書教諭はいるけれども、難しいですよということははっきりしているわけですね。その中で、学校図書館の整備等をするためには、やっぱり司書をどうにかして工面していく必要があるでしょうということをきちんと問題提起をさせていただいて、ご存じでしょうけれども、しかし、学校の図書館運営の中では絶対必要なものだということをまず認識させていただいてお願いしたいと思います。終わります。

議長（増田 清君） これをもって、7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1、下田市の市営住宅耐震化計画について。2、丸山住宅の道路と認定外道路の取り扱いについて。

以上2件について、4番 土屋雄二君。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 政新会の土屋雄二です。議長の通告どおり一般質問を行います。

下田市の市営住宅耐震化計画について。

建築物の耐震改修に関する法律（以降27年度問題と言う）は、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人のとうとい命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割、4,831人が住宅建築物の倒壊等によるものであります。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。

しかし、近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻繁に発生しており、我が国において大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広まっております。また、東海地震、東南海地震、南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されております。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題とされるとともに、東海地震、東南海地震、南海地震に関する地震防災戦略において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところであります。特に切迫性の高い地震については、発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められております。

静岡県では、静岡県耐震改修促進計画を平成18年10月に策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定をして、想定される東海地震の規模マグニチュード8程度、予定される被害状況、死者数5,851人、地震動による建築物の大破数13万1,183棟。

耐震化の現状と目標設定。住宅は耐震化率の目標90%を平成27年度末まで。多数の者が利用する特定建築物は耐震化率の目標90%、公共建築物と災害時の拠点となる建築物耐震化率の目標は100%、民間建築物の耐震化率の目標は85%、県が所有する公共建築物の耐震化の目標設定、耐震化率の目標100%、平成23年度末。

下田市では、下田市耐震改修促進計画を平成20年6月に策定いたしました。下田市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条7項に基づき、市内の建築物も耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものであります。

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定。想定される東海地震の規模、想定される被害の状況、地震の規模はマグニチュード8程度とし、想定される被害は平成13年5月策定の第3次地震被害想定といたします。

下田市内で想定される震度とその面積は、震度6強は約0.52平方キロメートル、下田市全体の約0.5%で、以下震度6弱、104.15平方キロメートル、99.5%となり、下田市全域では震度6弱以上となります。市内の人的被害は、死者数予知なしで、冬の朝5時が一番大きく、44人で、建物の倒壊による死者は25人で半数以上を占めています。建物被害のうち、地震動と液状化による被害は大破949棟、中破2,180棟、一部損壊1,713棟。

市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定。下田市では学校、庁舎等の公共建築物について耐震診断を行い、その結果等を踏まえて平成18年10月、市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストを公表いたしました。平成20年3月31日現在、市有建築物の建築基準法上の耐震化率は30.1%であり、本計画では耐震性能の不明な建物の耐震診断を早期に実施するとともに、耐震化、実行方法は耐震補強、建てかえ、解体、用途廃止に係る調整課題の解消を図り、平成27年度末までに法律上の耐震化率100%とすることを目標とする。

前回は市庁舎について、今回は市有建築物未診断数115棟と一番多い市営住宅の27年問題について当局の考えをお伺いいたします。

下田市は、合併の問題等で耐震問題の処理が遅れてきました。その1つに、市営住宅の問題があります。市営住宅は市内5カ所にあり、一番古い柳原住宅は下田市六丁目392番地で、新病院建設敷地と30メートルぐらいの距離です。土地は下田市所有で829.75平方メートル、250.99坪です。建物は昭和25年、60年前に6軒長屋を2個つくり、1棟は平成3年1月に焼失し、現在は80歳過ぎの老人が1人、政策長屋5戸で住んでおりますが、トイレは別棟の仮設トイレで屋根もつながっていない状態です。柳原住宅は27年問題について耐震補強は無理なので、取り壊すしか方法はないと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

うつぎ原住宅は、下田市六丁目427番地1、442.97平方メートルと同番地3、419.83平方メートルの下田市所有地、合計面積862.80平方メートル、260.99坪です。建物は昭和28年と昭和37年の建築で、管理戸数9戸、世帯数4世帯、世帯員数6人、政策空き家5戸という状態です。うつぎ原住宅も築50年近く経過しており、27年問題について耐震補強は無理なので、取り壊す方法しかないと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

上河内住宅は、下田市河内字上河内721番地5、1,974.76平方メートルと同番地6、145.07平方メートルと同番地7、16.41平方メートル、3筆合計2,136.26平方メートル、646.21坪、借地。借地なのに駐車料金をいただいてないのは問題と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

建物は鉄筋コンクリートづくり5階建て1,470平方メートル、管理戸数30戸、世帯数29戸、1戸雨漏り、世帯員数192人、耐震は旧基準建築物ランク1b、27年問題は問題ないと思いますが、雨漏りについても当局の考えをお伺いいたします。

大沢住宅は、下田市大沢字鶴居15番地1外9筆、合計面積6,143.71平方メートル、1,858.47坪、下田市所有地、駐車場37台中36台有料駐車場となっております。建物は旧大沢住宅は昭和47年建築の壁式PCづくり2階建て257平方メートル、77.74坪、耐震は旧基準建

築物ランク 1 a で、管理戸数 6 戸、世帯数 6 世帯、27年問題は問題ないと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

新大沢住宅は、平成 6 年と平成 8 年建築の鉄筋コンクリートづくり 4 階建て 2,435 平方メートル、736.58 坪、耐震は新基準建築物ランク 1 b で、管理戸数 30 戸、30 世帯、新旧満室で世帯員数 138 人、27年問題は問題ないと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

丸山住宅は、昭和 30 年から 34 年まで年間 20 戸ずつ 80 戸建築いたしました。現在 11 戸取り壊し、30 戸政策空き家、39 戸が利用中です。管理戸数 69 戸、世帯数 39 世帯、世帯員数 62 人、単身世帯 21 戸、うち単身高齢者 15 人。丸山住宅は多くの問題を抱えていると思います。まず、ここの建物は築 55 年を経過しており、27年問題の耐震工事は無理なので、全棟取り壊しとなり、居住者 39 世帯の移転問題が発生いたします。

下田市の 5 カ所の市営住宅のうち 3 カ所の市営住宅は老朽化のため、27年問題をクリアすることができません。柳原住宅、うつぎ原住宅、丸山住宅を取り壊すことになると、管理戸数 150 戸が 66 戸と、世帯数 109 世帯が 65 世帯と、単身世帯数 40 世帯が 16 世帯と、うち単身高齢者世帯 27 世帯が 10 世帯と、世帯員数 399 人が 330 人と 69 人減となります。

公営住宅法第 1 条、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするがありますが、平成 22 年 6 月 23 日現在、人口 2 万 5,189 人の下田市にはどれくらいの規模の市営住宅がどのくらいの数必要と考えているのかお伺いいたします。また、新たな計画があるのかお伺いいたします。

次に、丸山住宅内の道路と認定外道路の取り扱いについて、資料を配付させていただきました。

丸山住宅の土地は、字丸山、字本小沢、字宇内山の 3 つの字で 11 筆と認定外道路で構成されており、認定外道路を除く面積が 1 万 5,895.07 平方メートル、4,808.25 坪、すべて 6 人の地権者から借地で構成されています。

問題点は、昭和 30 年代から借地に道路をつくり利用しており、登記処理がなされていないために、公図上に地番もなく、現状のみの道路として利用してきました。また、この道路を利用して丸山住宅近隣の住民が建築確認を取り、住宅を建築して生活しております。静岡県丸山住宅地内、通路の基準上の取り扱いについての聞き取り票、平成 13 年 2 月 14 日、下田土木事務所建築住宅課長と下田市建設課担当のやりとりです。

設計事務所より別紙、検討内容について質問があったが、前面道路の取り扱いについて疑義があったので回答を留保。別紙にて建築住宅課長に説明及び協議。結論、別紙地図のピンク部分の道は、県細則第16条で規定する地方公共団体が管理する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路に該当すると考えてよい。したがって、42条2項道路として知事が指定したものとみなしてよい。団地内通路の緑色部分で、42条2項の基準を満たす通路も42条2項道路として取り扱う。

注意事項。将来、建てかえるときにおいて、団地内の42条2項道路の変更等が必要な場合が想定されるが、その場合は土木と協議する。

A、位置指定道路（下土第52 - 56号）は、3号道路に接道として申請されていることについて検討。この位置指定道路の申請者は、丸山団地の土地所有者の1人であるので、当時、この位置指定道路に接道する団地内通路の取り扱いについて検討を重ねたようである。検討の結果、団地内通路を42条第1項3号道路（法以前道路）として取り扱ったようである。このときの申請に対し、3号道路の取り扱いは今回限りとし伝えたとあるが、将来的にもこの法上の道路に接道するように考えなくてはならない。

B、市営住宅管理上における今後の取り扱いについての検討及び問題点。

1、囲繞地通行権。本件土地の所有者は、囲繞地通行権を有していると考えられるので、今後もこの権利の保護は図られなければならないと思われる。本件土地以外の土地も同様である。

2、法律上の道路として適用した場合の法第45条（私道の変更又は廃止の制限）に伴う問題点について。団地建てかえ時において、本件土地が接道不良とならないよう配慮しなければならない。また、このような状況は本件土地以外にもあるので配慮しなければならない。したがって、団地建てかえ計画時において、土地の有効利用上制約があると思うが、配慮しなければならない。

C、建築確認上の問題点。

団地内通路を法上の道路として取り扱えない場合、相当数（十数件）の建築物が接道不良となると思われるというのが土木事務所の見解です。

42条2項道路として知事が指定したものとみなしてよく、また団地内通路の緑部分も42条2項道路として取り扱って構わないとのことでした。

道路東側の4人の地権者と、隣接する住民にとりましては、どうしても必要な生活道路として利用している道路です。

ここで質問いたします。

1、下田市として建物を取り壊した跡地について、どのような土地利用計画を持っているのかお伺いいたします。

2、下田市は建物取り壊し後、この地域とどのようなかわりを持っていくのかお伺いいたします。

以上、主旨質問を終了いたします。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時19分休憩

午後 2時29分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

4番 土屋雄二君の一般質問を続けます。

当局の説明を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 市営住宅の問題につきまして、いろいろご質問いただきました。

この市営住宅につきましては、平成20年に策定いたしました地域住宅計画に基づいて整備をするというような計画をつくってあるわけでございますけれども、ご存じのように大変厳しい財政状況の中で、この計画が予定どおりには進んでおりません。

今、議員のほうからご質問がありました各市営住宅の今後の方針等につきましては、担当とも打ち合わせしてありますので、細かく方向性を答弁をさせていただきたい、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の市営住宅の耐震化の問題なんですけれども、その中の質問の細かい中身の1点目としまして、柳原住宅ですけれども、ここにつきましては取り壊す考えであります。

2点目のうつぎ原住宅につきましても、取り壊す考えであります。

3点目の上河内住宅の有料駐車場化につきましては、駐車場、駐輪場、あるいは緑地等の全体の土地利用を考えたときに、駐車場の台数が、今利用されている方々の、あるいは戸数分の駐車場のスペースを確保できないと想定してますので、その辺が非常にいろいろ議論するのにネックになってますので、住んでいる方々とこれから協議しながら検討していきたい

と考えております。

同じ上河内住宅の雨漏りの問題ですけれども、3階の1室で雨漏りをしており、今空き家の状況にしております。他の部屋への影響はないんですけれども、先ほどの市長答弁しました地域住宅計画の中で、上河内住宅の大規模改修をするのが当面の柱になってます。そのときに対応をしたいというふうに考えております。

それから、5点目、6点目といいますか、旧大沢住宅と新大沢住宅につきましては、現状維持の考えでおります。

それから、難しいのが7点目の必要な住宅戸数と新たな住宅計画でございますけれども、必要住宅戸数の目標数値をどのように設定してどこに置くのかというのが非常に判断が難しい部分になるかと思えます。

現時点といいますか、静岡県の調査で平成20年度の公営住宅の比率、公営住宅戸数を住民基本台帳世帯数で割った数値なんですけれども、県平均は2.1%です。下田市は1.3%と県平均よりも低いんですけれども、37市町中17番目にはなっております。また、人口につきまして、現在第4次の総合計画を策定しているわけなんですけれども、10年後の人口をおよそ8.7%ぐらい減の中で想定しながら、総合計画を進めていると。そういったことを総合的に勘案すれば、現時点では柳沢、うつぎ原、丸山住宅を統合縮小して建てかえたいと。それは地域住宅計画があるわけですので、それを変更した中で建てかえていきたいと、そのように考えております。

それから、大きな2点目の丸山住宅内の道路の取り扱いに絡んでなんですけれども、1点目の土地利用の計画を持っているかということでございますけれども、建物を取り壊した後には、土地そのものを所有者に返還するわけですので、土地利用計画そのものは土地の所有者が考えるべきことなのかなと思えますけれども、ただその周囲の状況から、先ほどから問題になってます建築基準法上の道路のことは整理をしなければいけないのかなと、その中で土地をお返ししなければいけないのかなと、そのようには考えております。

2点目の地域とのかかわりですけれども、土地をお返しして丸山住宅をなくそうという考えでおりますので、特にそこに地域との特別な今後の関係があるのかといえば、特別な関係は発生しないのかなとは考えております。いずれにしましても、土地利用や地域との関係につきましては、これから土地所有者やそこに住んでいる方々との調整になりますので、いろいろ議論した中で、その方々と今後調整をしていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 再質問させていただきます。

まず、市長にお聞きしたいんですけども、この27年問題というのは私が勝手につけた名称であって、問題が要するに第4次下田市総合計画の基本構想や基本計画実施計画にどのように取り入れられていくかということを経理にまず伺いたします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 公共施設の耐震化問題、これは第4次総合計画の基本構想のまちづくりの主要な課題というところに位置づけられておりまして、施策の大綱の経営戦略の中でも、公共施設については、耐震化とあわせて将来の人口減少とか少子高齢化、こういう問題をしっかり視野に入れた適正配置というんですかね、そういう整備を実施するというふうになっておるところでございます。

基本構想に関しては、現在、下田市総合計画審議会、先般スタートしたんですが、ここに原案を今出して審議をお願いしているところでございます。基本計画のほうにつきましては、庁内の検討組織で今最終調整を行っているというのが現状の流れでございます。

この基本計画のほうでは、10年間の財政計画を示す予定であるんですが、第4次総合計画の核となる事業というのが、今現在各課から50ぐらい要望が出ております。ということで、今後財政のことを考えると、優先順位をつけて年度ごとにそれを事業振り分けしていきたいと思っているんですが、残念ながらこの10年間で各課から出ている50近い事業要望をこなすことはできないと思っています。

ですから、この市営住宅の耐震化の問題も、先ほど言った地域住宅計画の一環として検討事業の中に含まれているものですから、7月の中旬ぐらいを目途に基本計画の中にどのように織り込んでいくかと、こういうことを決めていくことになるのではないかなというふうを考えてます。

この下田市の耐震改修の促進計画においては、市が所有する公共建築物の耐震化目標、議員がおっしゃるように27年問題ということで、平成27年末までに法律上の耐震化率100%というものを定めているんですが、どうも今の現状でいきますと、下田市の財政状況から、この100%目標というのは厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、やはり要望の中からの事業選択というのをしていく必要があるんじゃないか、こんなふうに私自身は考えております。

ですから、先ほど言いましたように、各課から絶対これをやってくれという要望がやっぱ

りたくさんある。その中で、どれが必要なのかということで、各部門の計画との総合調整と
いうのをしていきながら、ある程度厳しい選択というものをする必要があるので、
そういうかなり厳しい作業を行いながら、私が言っております第4次の計画というのは、や
っぱり財政状況に配慮して身の丈に合った、実際に実行可能な計画にしてくださいというこ
を命じてありますので、そのような形でつくられていくのではないかと、こんなふうに考えてま
す。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 何か職業柄法律と書いてあると、絶対守らなければという感じが私は
するんですけども、財政厳しいところ、いろいろほかにもやってもらいたいところがあり
ますので、頑張っていたきたいと思います。

それで、先ほど柳原とうつぎ原住宅は取り壊すと言ったけれども、丸山住宅も取り壊しと
いうことでよろしいのか。それから、各住宅の27年問題の必要性についてということでの答
弁がなかったようなんですけども、お願いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の丸山住宅につきましても、取り壊しという理解をしてい
ただいて結構です。

それから、2点目の耐震改修の必要性は、柳原、うつぎ原、丸山住宅は当然あるわけです
ので、それについては改修ではなくて建てかえで対応したいと。上河内住宅と大沢住宅、新
旧ともこちらは耐震改修の必要がないと、そういった状況でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 上河内住宅が大規模改修の予定があるという、この大規模改修の説明
をしてください。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 上河内住宅の一番大きなのが今排水が詰まっています。詰まるのが
目立つといいですか、発生率が多くなっています。その排水系統を全部修繕をやりかえると。
それから、社会が電化設備化といいですか、つくった当時から電化製品が多く、クーラーも
含めて利用するようになってまして、電気の容量が今20アンペアしかないんですけども、
足りないという声も、様子を見ながら、ブレーカーがおりたらすぐ上げるとか、いろんな問
題があって、その電気の容量をアップするのが2つ目。それから、給水施設が昔ですので、
鉄管そのもので使っているんですけども、今の鉄管は中外を加工してあるものですからさ

びがないんですけれども、昔のですので、ちょっとさびがもう発生するんじゃないかということ、その全がえ。それから、先ほどの雨漏り等の調査も含めてやりたいというのが主な内容でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 先ほど3つの住宅を取り壊した後に、どこかに建てるんだというようなお話だったんですけれども、柳原住宅というのは中心地に、先ほど言ったように病院の予定地やまちにもとても近いわけなんですけれども、ここに新住宅を建てるということは考えられるかということと、柳原とうつぎ原の跡地については下田市の所有地なんですけれども、どのような計画があるかお伺いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 議員ご意見のように、柳原住宅に集合して建てたいというふうな考え方を持っております。常に財源が問題になるわけで、うつぎ原住宅は市有地でありますので、財源の確保のためにできれば売却したいという考えで今は進めております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 先ほど道路の整備と言ったの、整理と言ったの。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 道路の整備でなくて、その法的な整理ということで、議員さんはしっかりとした4メートルで側溝があって舗装されて、交通上安全で立派な道路ということでは言われているのかなんですけれども、建築基準法上のことを主として質問されていると思うんですけれども、法的な現在、先ほど議員さんが配付されました1番から12番の青の建物が市営住宅内の道路を利用して法上の道路として建築されているということですので、これをお返しするとそのことが全部白紙になってしまうわけですので、そうはいきませんので、そういったことがないような整理をしたいという、法的な整理のことでございます。道路を再整備するとかという意味合いで発言はしてなくて、そういったことでございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） このピンク色の道路というのは、市道認定をするのかということと、市道認定をするということは、維持管理は下田市が行うのか、答弁をお願いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） このピンクの通りを市道として認定するのが現時点ではいいのか

などは考えてますけれども、単純に1番から12番まですくうのであれば、6番から12番のところまでショートカットするということも考えられるんですけども、まだそこまでの整理はしておりません。基本的には何らかの形で市道認定して、市が管理するのが望ましい方向ではないかということで、現時点では整理をしております。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） この道路なんですけれども、現在は個々の所有者、地権者のものなんですけれども、この道路の所有権というのは買い上げを受けるとか、するとか、寄附を受けるとかという考えはあるのかお伺いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 今後の所有者との調整の中で、買い上げも含めてですけども、中に認定外道路がありますので、そちらの処分も関連してきます。そちらとの交換であるとか、あるいは逆に市道認定することによっていろんないいこともありますので、寄附をしていただくと、そういったことも考えられますけれども、いずれにしても、市道認定するということは所有権を取得する形で整理はしたいと考えています。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 下田市に所有権を移すという解釈でよろしいですか。それから、この認定外道路なんですけれども、何年前、事務事業の移譲で下田市の所有権になっているかお伺いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 市道認定する部分は下田市に所有権を移すと。認定外道路につきましては、法定外公共物の譲与の手續に基づきまして、下田市に所有権移転されております。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 認定外道路は、じゃ新しくつくる道路というか、今の道路ですね、その分と所有権のある部分と交換とか、そういうふうな形で処理していくという解釈でよろしいのか、ちょっとお願いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 今後、所有者との調整になるんですけども、交換というのも1つの方法というふうに理解してます。ほかの方法も払い下げとか、出てくるんでしょうけれども、先ほどの買い上げるのか、もし市道部分を買上げるのであれば、認定外道路部分はじゃ払い下げしましょうかとか、じゃそうであるんならば交換しましょうかとか、いろんな

ことがこれから議論されようかと思えます。その中で整理をしていきたいと思えます。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） ピンク色に接した部分、これを市道認定したとして、ここへ建築するのにこれに接していれば、建築確認は基本的には通るということの解釈でよろしいですか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） ブルーの 1 番から 12 番につきましては、そういったことになるのかと思えます。従来どおりのものが確保されますので。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 僕の質問は、そのブルーじゃなくて、市営住宅を取り壊した跡地に建築確認の申請を出すという解釈です。新しいものができるということを経済するかということ。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 通常の住宅であれば、どういう形で個々にそれぞれ間口が前面に全部接するように家を建てれば、それはそうなんでしょうけれども、今の住宅のように、今市営住宅がありますけれども、全く同じように建てようとする、それはまたいろんな諸手続が発生してきます。ちょっと細かい話になりますので、わかりにくいと思うんですけども、できれば細かい話であれば直接別途説明することになるかと思えますけれども。単純にいけば、ですからこのピンクの部分に 2メートル、玄関、入り口が接して通常の家屋を建てるのであれば建ちます。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 通常の家屋の範囲というのは、課長の言う通常建物というのはどの辺を言っているのか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 一般住宅をそういう表現をしてしまいました。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） この丸山住宅というのは、55年ぐらい所有者から借りてずっと過ぎてきたわけで、ここの事業というのは、丸山の地域に大きな影響を与えたいと思えますので、近隣の皆様のことも十分配慮して慎重に進めていただきたいと思います。強く要望して終わります。

議長（増田 清君） これをもって、4 番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

次は、質問順位 4 番。下田、賀茂地域の医療問題について。

以上1件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長に通告したとおり、私は下田、賀茂地域の医療問題について、この1件のみ質問をさせていただきます。1件のみの質問ですので、当局のわかりやすいご答弁をお願いいたします。

地方自治法は、その第1条第2項で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定しております。これを受けて、各自治体は住民の生命、健康を守るために、その財政力に応じた自治体病院を設置するなど住民の福祉増進に努めておりますが、賀茂地域のように単独では病院を持たない財政力の弱い各市町では、共同して一部事務組合、共立湊病院組合を組織し、地域の中核病院、共立湊病院を立ち上げまして、住民の生命、健康を守ってまいりました。

その共立湊病院が今、政府が提唱する公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プランによって、皮肉にも医療崩壊の危機にさらされるという事態に見舞われております。病院を守ることは地域を守ることだと、全国的に地域の医療を守る運動が活発になっております。こうした流れの中で持ち上がってきた共立湊病院問題ですが、これは単に病院組合だけの問題ではありません。下田市民を含めた賀茂地域の住民全体に係る大きな問題であります。

病院組合のことは病院組合だけでという、そうしたセクト的な小さな考えでは問題は解決できません。これは地域全体の問題であります。私たちにも知る権利があります。意見を述べる権利もあるかと思えます。そうした観点から、私はあえて今回この問題を取り上げました。病院組合の副管理者でもある市長には、下田市議会のかかわる問題ではないなどとおっしゃらないで、納得のできるご答弁をお願いいたします。

まず初めに、公立病院の使命、役割についてお尋ねをいたします。

前段でも申し上げましたが、賀茂の医療圏には一部事務組合が経営する自治体病院、共立湊病院があります。この病院は指定管理者、地域医療振興協会が運営し、契約期限の来年3月31日をもってこの病院運営から手を引くことになっております。病院組合によりますと、次の指定管理者が新しい病院を開院するのは24年5月以降の予定だそうで、それまでの期間はこの地域から公立病院が姿を消してしまうことになります。

そこで、市長にお尋ねいたします。地域における公立病院の使命、役割とは一体何でしょうか。1年数カ月の期間、この地域から公立病院なくなる公算が非常に強くなっておりますけれども、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

共立湊病院組合が総務省に提出した公立病院改革プランには、共立湊病院は賀茂医療圏における急性期医療の中核病院で、必要不可欠な救急医療、精神医療、高度専門医療など不採算部門の政策医療にも取り組む責務があるとうたっております。そして、その一方で、このプランはたとえ指定管理者が経営難に陥っても、病院組合は赤字負担はしない。さらに、指定管理者は病院組合に対し、施設などの利用料金、減価償却費相当額を全額支払うなど、指定管理者にとっては非常に厳しい条件を要求しております。

公立病院改革プラン、このプランの精神は、指定管理者の公募の条件にもなっております。このようにこの改革プランは今後の賀茂地域の医療の進むべき方向を決定づける重要な意味を持っております。しかし、必ずしも民意を反映したものとは思えません。

そこでお伺いいたします。どなたがどのような形でこのプランは作成したものでしょうか。そして、このプランには法的な拘束力があるのでしょうか。市長のご見解をお聞きいたします。

全国的な流れになっている公的病院の民間化、病床数の削減、電子カルテの普及などによる大病院と診療所という大小二元化政策の推進など、こうした大きな流れの中で、今回の共立湊病院は動かされてきたのであります。

公設民営という言葉がよく使われます。よく耳にいたします。公設民営と言うと、自治体が病院の施設を建設をし、民間病院がその施設を利用して病院の運営をするということですが、果たして実態はどうでしょうか。今計画されている新病院は、計画によりますと建設費は事実上指定管理者が全額を負担し、医療機器の購入も一部を除き指定管理者が負担する。そしてその上、先ほども申しましたように、たとえ病院が赤字になったとしても、病院組合、いわゆる自治体は一切応援をしない。そればかりか公立病院という理由で、時には採算に合わない医療もしなければならない。

このようにしてできた病院が果たして公立病院、自治体病院と言えるでしょうか。自治体の負担が軽いということは、財政力の弱い賀茂地域の市町にとっては大変結構なことであり、しかし、現在市町が負担している負担金は、すべて国からの交付金、つまり国の予算であって、市町の懐からは全く出てはおりません。果たしてこれで市町は公立病院を営んでいると胸を張って言えるでしょうか。

指定管理者は当然のように病院の経営に入りますと、経営のほうが大切になってまいります。利益にならない不採算部門には手を出さなくなります。やがて住民への医療サービスは低下してまいります。内容の充実した中核病院ができると言って喜んでいる住民の気持ちを

裏切る結果になっていくのではないのでしょうか。こうした医療行政について、市長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、医療の空白についてお尋ねいたします。

最近、共立湊病院の管理者でもある南伊豆町の町長が町議会の一般質問に答えて、医療の空白という言葉がひとり歩きしているが、賀茂地域には医療施設がたくさんあるので、医療の過疎地ではない。だから、医療空白にはならないという趣旨の答弁をしておりましたが、これは明らかに詭弁であると思います。たとえ1年数カ月という限られた期間であっても、この間この地域から公立病院が姿を消すことになるんです。公立病院がなくなることで一番大きな被害を受けるのは住民なんです。災害とか不可抗力で病院がなくなったのならともかく、病院組合の不手際、行政的怠慢が原因だったとしたら、これは明らかに政治責任ものがあります。病院組合管理者の発言によれば、医療の空白は最初からなかったんだということになるわけですがけれども、市長も同じように考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

賀茂保健所管内には、合わせて57の医療施設があります。このうち病院は精神科を除き8施設で、この8施設の病床数は一般病床が394床、療養病床が718床になります。数だけ見ますと十分足りているようにも見えますが、やはり公立病院がなくなるということ、救急患者を受け入れる病院がなくなるということ、これは大きな問題であります。

公立病院は、時としてそろばんに合わない医療を担当したり、行政が必要とする政策医療を担うこともあります。医療の空白というのは、そうした使命を持つ公立病院が地域から姿を消すということであり、施設の数がそろってさえすればいいという数合わせではありません。このままでいけば、地域の医療現場は大混乱になるということが予想されます。大混乱になれば、行政の責任は重大であります。

先日、下田市役所で行われました地域の新指定管理者の申請にかかわる説明会で、席上、東伊豆町の町長が医療の空白について質問をされておりましたが、管理者からは明快な答弁はありませんでした。これまでの医療空白の議論では、空白になる期間をつなぐのは現在の指定管理者だと、いや次に来る新指定管理者の責任だ、そうした不毛の議論が続いてまいりましたが、医療空白は指定管理者の責任ではありません。明らかに行政の責任、病院組合の責任であります。そうなれば、市町の首長はそれぞれの住民に対し、医療の混乱を招いた責任をとらなければならないと思います。この責任論について、市長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、救急医療についてお尋ねいたします。

医療の空白と同時に、救急医療の問題が持ち上がってまいります。22年1月1日から12月31日までの1年間、下田地区消防組合の救急車が搬送した救急患者の数は、賀茂地域全体では2,672件、患者数にして2,474人に上っています。このうち共立湊病院に搬送されたのが1,504件、1,522人、河井医院が159件、194人で、共立湊病院の受け入れが圧倒的に多いのがわかります。この共立湊病院がなくなり、医療の空白が生じた場合、これまで共立湊病院に搬送されていたこの1,500人を超える患者の受け入れ先がなくなるんです。

医療の空白と救急医療の問題は一体のものであります。地域医療振興協会が経営する伊豆下田病院で、仮にこの收容先のない救急患者の一部を收容したとしても、そう多くは望めそうもありません。共立湊病院の閉院による医療の空白は、賀茂地域の医療を混乱状態に陥れることは必至であります。救急車で救急患者を搬送している下田地区消防組合の搬送能力にも限界があるようです。救急車の台数は本部に2台、河津、南伊豆の各分署に各1台ずつ、計4台しかありません。管内に受け入れ先がなく、大半を管外の施設に搬送するようになると、順天堂静岡病院や伊東市民病院は普通でも往復3時間はかかるそうです。西伊豆病院や伊豆東部総合病院にしても、往復1時間以上はかかるそうです。

このように救急患者の受け入れ先が管外に多くなっていった場合、救急車の出動回数は大幅に制限されることとなります。これに夏の交通渋滞が重なるとなれば、さらに事態は深刻になります。こうなりますと、消防組合の救急体制の見直しも必要になるかと思えます。こうした最悪の事態を避けるためにはどうしたらいいか、また最悪の事態になった場合はどうするのか、市長のお考えをお聞かせください。

続いて、下田市の共立湊病院への特別負担金についてお尋ねいたします。

下田市は昨年12月定例市議会で、共立湊病院組合に対し、医師等確保支援金として2,000万円の特別負担金の支出を議決いたしました。ところが、3月の年度末になっても次の指定管理者が決まらなかったため、その予算執行ができず、結局繰越明許の手続きをとり予算執行を22年度に繰り越しております。この繰越明許にした経過にも若干の疑義は感じられますけれども、私はこの特別負担金を受ける病院組合のこの予算に対する扱い方について若干お尋ねをいたします。

まず1点目ですが、共立湊病院組合は3月26日付で21年度事業会計補正予算を組み、専決をしております。その内容は、下田市から特別負担金2,000万円を受け入れ、それを原資にして医師等確保対策のための積立金を積み立てると、そういう内容であります。そして、3

日後の29日に組合の管理者らが手分けをして構成市町の首長を個別に訪問し、専決処分にした旨の報告をしております。

会計年度が終了する間際の補正予算、しかも予算執行ができないことがわかっていながら、専決処分をしてまでもなぜやらなければならなかったのか。この不可解な補正予算について、市長、どのように思われますか。また、こうした予算措置をしている病院組合に対し、2,000万円という大金を支払うことについてどう思いますか。重ねてお尋ねいたします。

続いて2点目、下田市はこの特別負担金を医師等確保のための支援金に充てたいとしておりますが、病院組合はとりあえず医師等確保対策のために積み立てをしておきたいとしております。指定管理者の事業を支援するのでなかったのなら、下田市は新たな指定管理者の決定を待たなくても、もっと早い時期に予算執行できたのではないかと思われそうですが、市長はこの特別の予算を指定管理者か、あるいは病院組合のいずれか、どのような形で使うのが望ましいとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

続いて3点目、病院組合の予算書によりますと、組合はこの特別負担金を医師等確保のための事業に使いたいとしております。ところが、病院組合ではこれまで医師等の確保のための事業を計画したことも予算化したこともありません。これまで病院運営をしてきた地域医療振興協会に尋ねても、そうした支援金を交付された記憶は全くないと言っております。

指定管理者の公募条件を見ましても、病院組合が指定管理者に支払う内容が明記されておりますが、医師確保のためと思われる内容の記載はありません。病院組合が総務省に提出した公立病院改革プランに基づいた指定管理者の条件に入っていないということは、下田市が提案しているこの医師等確保支援事業は、これまではなかった今回限りの単発事業ということでしょうか。この辺の事情について、市長、おわかりでしたらお答えいただきたいと思えます。

下田市が提案してまいりました特別負担金問題、受け取る側との意思の疎通がしっかりできていなかったようではありますが、執行不可能な補正予算を組ませたり、自らも繰越明許で予算執行を先延ばしにしたり、こんな不適切な予算処理はやめていただき、この2,000万円は一旦もとの寄附者にお返しをし、改めて寄附者から病院組合に直接ご寄附をしていただくようお願いをしたらどうかと思えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁をお願いします。

市長。

市長（石井直樹君） 今回の藤井議員のご質問が賀茂、下田地域の医療問題1点ということで、私の答弁がある程度主力になるのではなかろうかというふうに思ってます。

幾つかのご質問をいただきまして、整理をちょっとさせていただきましたが、1点目のご質問が地域における公立病院の使命、役割は何かというご質問だったと思います。

原則として、やはり地域によって公立病院のいろんな形は違うんじゃないかなというふうに思ってますが、端的に言えば、その地域住民の医療を担う目的で建てられた病院ということでまとめられるんじゃないかなというふうに思ってます。公設の病院ということになりますと、やはりその地域には民間の病院、診療所がいっぱいあるわけですから、この辺とうまくすみ分けをして地域の医療を守っていく、こういうことが求められているということで頑張っていかなければならないのかなというふうに思ってます。

2つ目の1年数力月の期間、この地域から公的病院がなくなる公算が強いけれども、市長はどういうふうに考えているか。

まだその辺の見解がしっかりした形にもなってない中で、なくなるということについて私のほうからは述べることはできません。当然病院組合の副管理者でいる立場でもありますし、今当局側と、それから病院組合の議員さんたち、必死になって公立病院、いい病院をつくらうという努力をしているわけでありますから、23年4月以降のこの地域の医療提供体制、これは構築をしていくことは当然の責務であるというふうに、私は副管理者という立場であればそのようにお答えをしたいというふうに思っております。

それから、3つ目の平成21年3月に共立湊病院組合が改革プランというのを国のほうに出しておるんですが、これをだれがつくったのか、また法的拘束力があるのかということでございますけれども、この病院問題について、ある程度市民の方々が心配しているということは、この下田の議会の中でも私は積極的に答弁をさせていただきたい、情報的にはどんどん出すべきであろうという認識を持っておりますが、ただ、病院組合の中でつくった事務的なことまで、すべて細かく説明する必要があるのかなというちょっと認識を持っておるんですが、この一部事務組合というのは、当然のことながら1市5町で構成されている中で、病院組合議会というのがありますし、そこには管理者という責任者がいて運営をされている団体でありますので、何を目的で議員さんがこれをご質問されたのかちょっとわからないんですが、少し答弁は差し控えさせていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っているところであります。

5つ目のこの改革プランの内容だとかなりきつい条件的なものがうたわれているというこ

とで、どういうご質問なのか。内容の充実した中核病院ができることと喜んでいてる市民の気持ちを裏切るといようなご指摘でございますけれども、我々目標を持ってこの地域にいい病院を建てたい。公立病院だからすべて不採算部門に手を出すとかということじゃなくて、今回の我々の病院はあくまで指定管理者ですね。公設公営じゃなくて、公設指定管理者制度という形で運営を任すわけでありまして。

大変今回の公募に対しましては、はなからこんな公募に応じる医療機関なんかないんじゃないかと言われて、あるいは我々も大変心配しましたけれども、現実には2つ名乗りを上げていただいて、そこがいろいろな理由によって受けなくなった中では、またさらに新しい指定管理者に申請をしていく医療機関が出てきたということが、逆に従来の公設病院の中では、今現在静岡の中でも本当にほかの市長さんなんかと会うと、大変だ、大変だと言っている中で、この地域にとっては市民の税金を大きく投入することのないという方向性の公設病院ができるということなんですね。多分ある程度全国まれに近い公設病院の運営になるのではなからうかという、我々や病院組合の中に入っている人間とすれば、大変いい方向へ進んでいると。

指定管理者に応募していただきましたJMAも、この条件の中で、特に急性期医療に力を入れて、これから特に高齢化に向かっていくこの地域の救急医療をしっかりとやっていくという意思をもって名乗りを上げていただいたということで、今のところこの目標設定、それから方向性については大変いい方向へ行っているというような私自身は理解をしているところであります。

医療サービスが低下していくんじゃないかというようなことは、今の段階ではそういうことをはなから言うこと自身は、指定管理者に応募してくれたやる気のある社会医療法人さんに対して大変失礼じゃないかなというふうに思ってます。当然、今後運営していく中では、やはり一部事務組合と一心同体でいくわけでありまして、この問題につきましては、当然6市町の長の合意を得て進んでいるというような形でございますので、ぜひ成功させていきたい、こんな思いを持っているところであります。

医療の空白の問題につきましては、議員のほうから組合関係者のどなたかが医療空白は最初からなかったよというように言われているけれども、市長もそのように考えておられるのかということでございます。

医療空白という言葉が何かひとり歩きしているような部分というのがあります。よくいろんなところで医療空白というのを使いますので、今はやっぱり23年4月から共立湊病院のと

ここでやっていただくいわゆる指定管理者がいなくなるということが一番心配しているのは救急ですね。二次救急の扱い。ですから、この二次救急の問題をしっかりと考えていく中で、当然我々は医療体制というものの構築に向けた取り組みは考えているわけでございます。

ですから、前から医療空白は最初からなかったとかというような、そういう認識とは別に私自身はとらえておりません。ただ、今の状況を守ることが一番大事であろうということが原則だというふうに思っております。

それから、空白期間をつなぐのは前の指定管理者だとか、これからやっていく指定管理者の責任だとか、そんな問題ではないんじゃないかならうかという、公立病院を設置をしている病院組合の責任論というようなお話が出ました。

これにつきましては、今言ったような当然二次救急のしっかりできる病院というものの維持ということについては、我々は最後まで努力をするつもりであります。今やっている地域医療振興協会さんの来年の3月まで、それから24年5月から受けていただけると言われているJMA、この流れを見ると、その間が空白になってしまうんじゃないかということであれば、当然我々は地域医療振興協会さんに23年の4月からやっていただくのか、協会さんが言っている下田病院で二次救急はやりますよというのが、議員が心配しているように救急車のすべてが受け切れるのか、あるいは今一般病床じゃなくて療養病床60床の下田病院でそういうことができるのか、こういう議論になってこようと思います。議論というか、検証しなければならぬ。

そうなりますと、先般の5月24日に行われましたその辺のことも踏まえた共立湊病院の運営協議会の中で、私のほうからもその席で質問させていただいたかと思うんですが、23年4月以降、協会さんでやっていただけないんですかということに対しての理事長さんのお話、新聞等にも出たかと思いますが、100条の問題が片づいてなければお返事はできませんということなんですね。ですから、今現在、私どもがその先のことをまだ動けない状況にあるのが1つあります。まずは新しい指定管理者が正式に決まる、それから100条委員会の最終報告が出る、これによって協会さんはその結果を受けて、じゃお話を聞きましょうということになるんじゃないか。これは向こうから突きつけられておりますので、はっきり言って我々は今の段階では協会さんとお話することができない。

ですから、昨日だったか連絡がありましたけれども、7月1日に臨時議会が開かれる。この中で指定管理者の問題、それから100条の問題も出てくるんじゃないか。これが出てくれば、そこからがまたスタートであるというふうに認識をしているところでございます。

その医療空白ということにまた触れられて、もしそこがうまくいかなかった場合には、共立湊病院に搬送していた患者さんをどうするんだ、あるいは管外搬送ということになると、救急車が足りないんじゃないかというようなことが出てました。

この問題につきましても、今答弁をさせていただいた内容と関連だと思えます。共立湊病院組合では、今当局、議会を挙げてこの問題に積極的に取り組んでおるということで、臨時議会の結果が出れば、そこから大きなまたスタートができるというふうな理解度でございます。

関連で、管外搬送が増えると救急車が足りなくなる。そうしたときにはどうするんだということも、仮定の話はまだどうこうと言えませんし、今言ったように臨時議会後にかなり動きが出てまいりますので、その中でそういうご返事をいただいたとか、こういうところで救急を受けるんだよとか、あるいは下田病院の療養病床が一般病床にいつから変えられるのかと、こんなことをまだ我々はわからないわけですから、そういうことがいろいろ話の中で出てきてから、多くの選択肢を我々も整理して検討して、その後にもまたご報告できるような状態になるのではないかというふうに考えております。

それから、議員が先ほど言った救急車の搬送の数字は22年の1月から12月までと言われましたが、まだ22年の6月ですから、多分21年の数字を議員はおっしゃったんだと思えます。私のほうには、実際には今年の4月までの数字が来てますが、やっぱりその数字を見ても、実際には共立湊病院に去年の4月から今年の3月までに搬送された件数は1,498ですから、議員がおっしゃった1,504とほぼ変わらないということは、やっぱりそれだけの救急車が共立のほうに患者さんを運んでいるという理解については同じ感覚でいいと思えます。

あと特別負担金の問題であります。これは市長にということでございますが、前からの特別負担金の問題については、前の議会でもいろいろお話が出ておりました。特に市のほうは副市長にこの問題点、過去ずっと特別負担金のことをやらせておりますので、副市長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、2,000万円の特別負担金につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員からは、大きくは3点ほど明確な質問がございましたので、私のほうも明確に答弁をさせていただきたいと思えますけれども、ただ、これまでの経過がお互いの認識が違っておりますと、議員のしっかりとした質問に対しまして、私も答弁をしたつもりがすり合わない

ことも多々あるかと思しますので、もう一度簡単ではございますけれども、経過をちょっと述べさせていただきたいと思します。

何回か今までの議会の中で議論をいただいております、これは下田市が当初お願いしたというよりも、望外な寄附をしようじゃないかというのが話の発端でございました。このいきさつの中で、下田市に新しい病院ができると、そしてそのできる場所は大久保婦久子先生の出身校である南校跡地である。そして、新しい病院の中にぜひ下田市に寄贈をしている大久保婦久子先生の作品を展示をしてもらうコーナーをつくってもらいたい、そういうことからお話があったわけでございまして、前にも述べましたが、当初5,000万というようなお話がございました。それが3,000万になったこととございます。ただ、この3,000万も何度か議論をいたしましたように、代表者の方から大久保婦久子基金というような寄附の採納願いが出たということが今回議論の始まりであろうかと思します。

私どもも当然に最初の経過からして、これでいいのかなという中で、何度も相手側とのお話をさせていただきました。そして、この基金、原資はこれも言いましたとおり、大久保婦久子先生のお姉さんの神谷ち恵さんが残した遺産の中から、法定相続人に配った以外のお金ということで執行人4人が管理をしているお金でございまして、その中からの3,000万でございました。

しかし、今言いましたように、経過からしていろいろ話をした中で、法定相続人もいることから、代表者の方はこれは寄附採納は書きかえるつもりはないというようなことから、電話等々でいろいろ誠意を持って交渉した結果、何度も報告しておりますように、4分の1とか、民法上の話も出ましたけれども、せっかく4人の方々が気持ちよく厚意として執行してくれるということであれば、合意の中でやらせていただきたいというお願いの中で、750万という半端なものではなくて、1,000万、2,000万という形に分けられたものでございまして、今言いましたように、その後指定管理者が辞退という予想外の出来事から、再度執行人のほうのお話をしたんですけれども、執行人の方々からは、全員じゃありませんけれども、2人の方々から、当初の目的どおり地域医療の向上、優秀な医師の招聘、こういうことを目的としているので、変化があったとしてもその気持ちは変わらないと、予定どおり執行してほしいよということでございました。

そういうことで、でしたら議員も言われるように、直接病院組合のほうへというお話もありましたけれども、遺言執行者のほうは下田市にできる病院、下田市の南校跡地、そして下田市に寄附をすれば、下田市として管理している大久保婦久子先生の作品の展示のコーナー

もお願いしやすいだろうと、そういう配慮の中で下田市にぜひ寄附をしたいということでございます。

そういう経過を踏まえまして、1点目の専決処分をしてまでなぜやらなければならないのか、この不可解な補正についてどう思うか、こうしたところに2,000万という大金を支払うことについてどう思うか、重ねてお尋ねいたしますという1点目でございます。

これは今言いましたように、遺言執行者の方々から寄附を下田市に行ったときの目的、そういう目的を達成するために今回の処理をさせてもらったものでございます。

それから、2点目でございます。病院組合はとりあえず医師等確保対策のために積み立てをしておきたいとしておりますと、指定管理者の事業を支援するのではなかったら、下田市は新たな指定管理者の決定を待たなくても、もっと早い時期に予算執行できたのではないかと思いますというところでございます。

これは議員も言われましたように、下田市の予算としては3月末の専決で明許繰り越しをさせていただいた。病院組合のほうは、これまた議員が言われるように専決処分をいたしまして、利益剰余金の中から2,000万円を積み立てたという経過でございます。

これらについては、議員のほうから、指定管理者、病院組合のいずれがどのような形で使うのが望ましいとお考えですかという2点目の質問でございますが、これらは今までの寄附者の意向からすれば、ぜひ目的どおり医師招聘、それから地域医療の向上のために、組合側がしっかりと指定管理者が決まった後で、また運営会議や議会とも相談した中で、その予算執行を考えていただくということで、我々としては寄附者の意向に沿って使っていただきたいというのが条件でございますので、そのような使い方が望ましいと考えております。

それから、3点目でございますが、地域医療振興協会もそうした支援金を交付された記憶はないと言っておりますということでございます。

これにつきましては、我々も組合のほうに確認をしております。名称的には、今言いましたように、医師招聘等々という名称にはなっておりません。平成9年度に共立湊病院操業費交付金として3,000万、同じ9年度に共立湊病院運営健全化交付金について1,000万、ですから平成9年度には4,000万、そして10年、11年には、同じく共立湊病院運営健全化交付金としてそれぞれ1,000万、計6,000万円が交付されている実績、事実がございます。

そうした中で、下田市が提案しているこの医師等確保支援事業は今回限りの単発事業ということでしょうかということで、わかったらお答えいただきたいということで、これからどうなるかはちょっと組合病院のことですから、我々が答弁できる内容ではなからうかと思

ますが、下田市が今提案しているのは、何回も申しますが、あくまで寄附者の希望、意向に沿って予算措置をさせていただき、そして組合病院へ支援金として支払うものでございますので、これは今回のことは今回限りというふうに判断をしております、今後はいろいろ予期せぬといえますか、診療科目が増えていって、またこういう基金的なお金が必要ということであれば、これまた組合や議会で議論をされることであろうかと思えます。

それから、最後の2,000万円は一旦もとの寄附者にお返しをして、改めて寄附者から病院組合に直接ご寄附をいただくようお願いしたと思えますがということで、見解をお伺いしたいという件でございますが、これも今る経過を述べましたように、寄附者の意向として、何度も言いますが、地域医療の向上と優秀な医師の招聘ということでございますので、そしてまた下田市にできる病院、大久保婦久子先生の出身校、そういうもろもろの事情の中で、寄附者のほうの意向が下田市にということでございますので、その下田市から目的に沿って一部事務組合へ支出をいたしたいというものでございまして、これらについてはお返しをし、議員が言われるような直接また改めて一部事務組合のほうへ寄附をしてくれという願いをする予定はございません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 問題が問題なだけに、聞くほうも非常に聞きにくくて、非常に抽象的な質問になっております。突っ込んでいけばいろいろ突っ込めるわけですがけれども。

まず市長、公立病院改革プランについては、そういう事務的なことまでは承知してないというようなご答弁でした。これは事務的な小さな事柄ではなくて、賀茂地域の医療の方向づけをする大変大きな問題なんです、この公立病院改革プランというのは。公立病院改革ガイドライン、これは固有名詞を出して恐縮ですがけれども、長さんが下田に初めて来られて、講演をしたときに、総務省で指導している改革ガイドプランに沿って、まず総務省にプランを出せと。最初の話ですと9月だか10月までにいせれば何かの補助金の対象になるとかならないとか、そんなお話を伺っておりました。結果的にそれがその翌年の3月31日、要するに年度末までに出されたことだと思いますけれども、その書類の作成費210万円払ってますよね、専決で。市長、知らないということじゃないですよ、これは。事務的なことじゃないです。大変な問題なんです、これは。

この改革プランと、それから改革推進委員会ですか、やはり長さんが委員長になられた、8人の侍というんですか、8人の方々でつくられた委員会、ここで答申がございましたね。

その答申もこの改革プランも一体のもので、これは。同じ内容のもので。そして、それに基づいて今度の公募条件が同じ精神でつくられてますよね。これは市長、事務的なことでおれは知らなかったという問題じゃないです。大変な問題です。そういうことをまず市長に認識をしていただきたい。

このプランといいますか、これが法的な拘束力があるのかなのかということについてのお答えをいただけていませんでした。いただけていないけれども、私のほうで答えます。これは法的拘束力はありません。総務大臣がおっしゃってますから、間違いないと思います。その拘束力のない改革プランによって、この地域の医療問題が今現在、私に言わせれば振り回されていると、私の立場ではそういう表現になりますけれども、ちょっときつい言い方になりますが、このプランによって大きく動いていることは事実なんです。ですから、その点認識を改めていただきたいなど、そのようにまず1点思います。

それから、副市長、経過についてる述べられました。私は経過については触れないようにしていたんです。あえて経過について踏み込んでいきますと、去年ですか、4月何日かに管理者、それからここにおいで議長の名前も出ておりました要望書が出されたのは。そして、10月、11月ですか、延々といろいろなやりとりがあって、それで12月議会にかけられてという経過ですね、そのことに触れていきますと、またおかしな方向になっていくので、私はあえて触れなかったんです。でも、副市長のほうで触れられたので、私はその先のことについてちょっと経過を言わせていただきます。

私の主旨質問の中にも、病院組合側という説明、言葉が出ております。そういう形で私はこの経過から逃げたわけなんです、この病院組合側と言いますと、まず下田市から病院組合に対していろいろ要請をしてますよね。そして、その要請したことによって、病院組合側から下田市に請求書が来てますよね。2,000万円の請求書。これも考えてみれば非常におかしな話じゃないでしょうか。特別負担金の請求書、3月29日付で組合の管理者から市長あてに、3月23日付で申し出のあった特別負担金について、別紙のとおり請求いたします。申し出があったから請求したんですと請求書が来ている。そして、その請求書に基づいていろいろ事務的な処理を職員が頭を絞ってやられたと思うんです。

そして、その請求書に基づいて病院組合では3月26日付で補正予算を組んで専決処分をしたわけなんです。そして、29日に市長もいらっしたんじゃないですか。管理者と手分けして松崎、西伊豆、河津、東伊豆、持ち回りで説明して歩いたんじゃないですか。こういうような専決をしたからという報告をしながら了解を得て歩いたんですよね。そういうことを町長

のほうから私は聞いております。

その26日に専決をして、29日に報告をして、そして下田市は請求書までもらって、このお金について何とかしなければならぬんだけど、指定管理者が決まっていないから、お金の支払いようがないということで繰越明許の手続をとった、こういうようなことになりましたよね。これは間違いないことだと思うんです。

私はこのお金というか、これがどうのこうのということじゃないんだけど、このようなややこしい手続をとってまでも、何で今やらなければならなかったのかなと。事前に副市長とこのことについて話をしたこともあります、正直のところ。でも、合法的に処理をする方法があるんじゃないですかと。年度内にきちっと片づけておいたほうがいいんじゃないでしょうかということをやった覚えがあります。

でも、必ずしもこれは副市長、合法的じゃないんだよね。そう思います、今回のこれは。強引に持っていったという。この主旨質問にもありますけれども、病院組合がこれを積み立てをして、すぐ使わないんだと。積み立てをして、それでその必要ができたときに使いましょうという形で積んでおくのであれば、でも当初副市長から伺ったときには、指定管理者が決まったら、そこに病院組合へ送金したい。ということは、指定管理者にこの金を使ってもらおうという気持ちがあるからそういうことじゃなかったのかなと思います。

もしそうだとしたら、この病院組合のほうは必ずしも指定管理者じゃないと、組合で使いますと。だけれども、今とりあえず計画がないから積み立てをしておきますということであるならば、何も指定管理者が決まらなくてももっと早い時点で、それこそ年度内に処理ができたんじゃないのか、それを言いたかったわけだ。

主旨質問の中では、そういう経過については正直触れなくなかったんですけども、副市長のほうで過去の経過について触れられたもので、その延長を言わせていただきました。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長いたします。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） つなぎの問題について、協会との間でいろいろ協議をしたいんだと、するんだと。それは100条の報告があって、その後にやりたいんだというご答弁でした。

それは100条の内容によりけりだと思うんです。もし100条調査の結果が、言葉は悪いんで

すけれども、相手を傷つけるような結果がもし出ていたとしたら、これは話し合いなんかになりませんよね。ですから、100条の結果によってということになるかと思えますけれども、その100条の結果によっては話し合いをとるという協会は、ここに新病院指定管理者の指定条件に関する質問書についての回答、これは地域医療振興協会から病院組合、管理者に質問があった、その回答を管理者が文書でしているわけです。

これを見ますと、万一平成23年3月に新病院の竣工が遅れた場合は、現病院で診療等は新病院の指定管理者が行うという理解でよろしいでしょうかという質問をしているんです。建設が遅れた場合、その場合は新しい指定管理者がやるという、そういうことでいいんですねと、それに対して病院管理者は……

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） そのように考えておりますと言ってるんです。否定しているんですよ。うちはやりませんよということ。こういう関係にあるんです。にもかかわらず、まだ話し合いをしたいと言っている、これはもううちが明かないんじゃないのかな。どこかで何らかの形でもう一度考え方を改めるなり、あるいは別の方法をとるなりははっきりさせないと、これが7月1日に臨時議会が開かれて、どういう報告があるかわかりませんが、もし協会が意図しないような報告が行われたとしたら、話し合いはできないでしょう。そういうことでしょう。

〔発言する者あり〕

2番（藤井六一君） いや、協会に聞かないさ。だけれども、協会はその内容を非常に気にしているわけですよ。だから、報告を受けた後に検討しましょうと言っているわけ。その内容が自分たちの意図しないような内容が出てきた場合に、受けないでしょう。それを受けるかもしらんからやるやると言ったら、これはますますただ時間を空費するだけだ。今までそういうことで進んできたわけじゃないでしょうか。

この議論はいつまでたつたって結論は出ませんけれども、そういうことを質問したかったわけです。毎回何らかのはぐらかされてしまって、結論が出ない。だから、不完全燃焼という形でもやもやして終わるんですけれども、これまた次の機会と同じような質問が出ます。今度9月にはもう少し何らかの形で進展があるでしょうから、9月には決定的な質問になります。時間がないようですので、答弁ができましたらお願いします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 議員はそれでいいんでしょうけれども、私は言いたいことがあります

から、ちょっと。

まず、さっきの改革プランについては、市長は知らなかったということ、私は何も言いませんよ。それは勘違いしないでくださいよ。当然これは改革プランというのは、我々病院組合が国に対して出したんですよ。これはご存じのようにガイドラインの中で、20年度までに公立病院は改革プランを出しなさいということで、いろいろな公立病院が自分たちの考え方をつくって出したわけですよ。これはみんな我々首長だって全員知ってますよ。内容も当然のことながら確認をして、それを国へ出したわけですから。

特に、あのときは国は公立病院の改革というのを進めてましたね。ですから、当然我々も南校のところへ移転するために、自分たちのこういう病院をつくるんだという改革プランを出したんですよ。当時はやっぱり国は病院のネットワーク化というのをすごく進めていたんですね。ですから、小さな器の中で病院をたくさん持っていたりなんかしないで、効率よく統合したり再編したり、そういうネットワーク化をしなさいと、こういう指導がこのガイドラインの中で出てきました。

それから、経営の効率化というのをどういうふうに考えているんだというようなことも向こうから注文が来ていたんですね。ですから、経営の効率化については3年間ぐらいのスパン、それから再編ネットワーク、あるいは経営形態の見直しというのは5年程度の中での見直しを我々は出したんです。

その中に、特に自分たちの病院がどういう役割をこの地域でやるか、あるいは一般会計負担の考え方、いわゆる公立病院でみんなどこも破綻をしていると。こういうものに対して一般会計からの繰出金というのをどういうふうに考えているんだと、こういうこともしっかり明記しなさいということですね。

それから、ご存じのように、国がこのガイドラインをつくったのは、病床の利用率というものに大変重みを置いていたんですね。例えば共立湊病院は150床持ってます。でも、どんどん稼働率が落ちている。もっともっと大きな例えば300床ぐらいの病院が、稼働率が例えば60%とかということになっても、300床分の国からの交付金をもらうわけじゃないですか。だから、こういうことに対して国はメスを入れたんですよ。

だから、先ほど議員がおっしゃったような法的な束縛権なんか何もないですよ。しかしながら、ペナルティーはあるんですよ。公立病院としてやらなければならない改革の中で、それはこの病床の利用率というのが3年間で70%を切ったらペナルティーを与えます。いわゆる医療交付金、あるいはベッド数を減らすという国のペナルティーがあるんですよ。だから、

こういうことに対していかに我々は病床を70%以上確保しようかという努力をする、こういう目的でつくったのがこの改革プランですよ。

今、議員が何か210万ですか、その金銭的なことはちょっと頭の中にはないんですが、これはすべて交付金補助ですからね。だから、多分20年度の3月、翌年には多分交付税で全額入ってますから。それはもしあれだったら病院組合に調べてください。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） いやいや、だから何を言いたいのか僕にはわからないというの、あなたの質問が。この改革プランを出したことに對して何を質問したかったのかということがわからなかったものですから。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） いいです。その問題については、もう今日はなしということですからいいんですけども、ただ僕は、市長が何もそんなことを知らないという、そういう認識を問うということをしたから、今ちょっと反論しているだけであって、そんなことは副管理者として十分知っているし、内容も十分知っているし、これが基本となって交付条件になっているわけじゃないですか。だから、そういうことを踏まえて、我々はこの改革プランを出しているんだけど、一々そういうことまでこの議会で何か追及されるということ自身は、ちょっとおかしいんじゃないかと思ったから、余り内容については触れなかったんですよ。ただ、市民が心配しているいろんな問題点については答えなければならない。だから答弁をさせていただいたということです。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 7分散会